

関連資料 目次

はじめに

- 1 教育再生実行会議第5次提言「今後の学制等の在り方について」…………… 1
- 2 フリースクール等に関する検討会議設置紙…………… 2
- 3 フリースクール等に関する検討会議 開催状況…………… 3
- 4 不登校に関する調査研究協力者会議設置紙…………… 4
- 5 不登校児童生徒への支援に関する中間報告のポイント… 5

第一章 現状・課題及び基本的な方向性

- 6 不登校になったきっかけと考えられる状況…………… 6
- 7 不登校のきっかけ…………… 7
- 8 年間欠席日数別不登校の状況…………… 8
- 9 教育支援センター（適応指導教室）について…………… 9
- 10 長野県辰野町の間教室（わたげ）…………… 10
- 11 小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査の結果（概要）…………… 11
- 12 自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数…………… 12
- 13 不登校をした人の手記、不登校の子どもの保護者手記… 13

第二章 教育委員会・学校と民間の団体等の連携等による支援

の充実

- 14 フリースクール等との連携に関する実態調査…………… 15
- 15 京都市におけるフリースクール等との連携…………… 17
- 16 神奈川県におけるフリースクール等との連携…………… 19
- 17 ひきこもり等の若者支援プログラム普及・定着事業… 21
- 18 公民連携による施設の設置・運営（フリースペースえん、スマイルファクトリー）…………… 22
- 19 特定非営利活動法人 東京シューレ…………… 24

- 20 特定非営利活動法人 楠の木学園…………… 25
- 21 特定非営利活動法人 フリースクール全国ネットワーク 26
- 22 米国高等教育のアクレディテーション…………… 27
- 23 民間施設についてのガイドライン（試案）（平成15年5月16日文科科学省初等中等教育局長通知別添2）…………… 28
- 24 中間支援組織…………… 29
- 25 NPO 法人教育活動総合サポートセンター 学習支援・居場所づくり事業…………… 30
- 26 茅ヶ崎市の児童相談等の取組…………… 31
- 27 児童相談所、一時保護所…………… 32

第三章 家庭にいる不登校児童生徒への支援の充実

- 28 訪問型支援及び保護者への情報提供に関する実態調査… 33
- 29 仙台市適応指導センター不登校対策事業…………… 35
- 30 学校外で「学ぶ」子どもたちとスクールソーシャルワーカーの関わり…………… 36
- 31 訪問型家庭教育支援の関係者のための手引き（ポイント）37
- 32 訪問型支援（福岡県ひきこもり児童生徒サポート事業） 38

第四章 支援体制の整備

- 33 児童生徒理解・教育支援シート（試案）…………… 39

第五章 今後の検討課題

- 34 フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援モデル事業…………… 41

その他

- 35 イギリスに関する報告…………… 42
- 36 アメリカに関する報告…………… 44

今後の学制等の在り方について（第五次提言）（抄）

平成26年7月3日

教育再生実行会議

1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。

（1）全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため、無償教育、義務教育の期間を見直す。

○ 国は、小学校及び中学校における不登校の児童生徒が学んでいるフリースクールや、国際化に対応した教育を行うインターナショナルスクールなどの学校外の教育機会の現状を踏まえ、その位置付けについて、就学義務や公費負担の在り方を含め検討する。

フリースクール等に関する検討会議について

平成27年1月27日
初等中等教育局長決定
平成28年3月31日
一部改正

1. 趣旨

教育再生実行会議第五次提言（平成26年7月）を受け、フリースクール等で学ぶ子供たちの現状を踏まえ、学校外での学習の制度上の位置付けや、子供たちへの支援策の在り方について検討を行う。

2. 検討事項

- (1) フリースクール等での学習に関する制度上の位置付け
- (2) 子供たちへの学習支援の在り方
- (3) 経済的支援の在り方
- (4) その他フリースクール等に関連する事項

3. 実施方法

- (1) 別紙の委員の協力を得て検討を行う。
- (2) 会議に座長を置き、事務局が委嘱する。
- (3) 必要に応じ別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。

4. 設置期間

平成27年1月27日 ～ 平成29年3月31日

5. 庶務

本検討会議に関する庶務は、初等中等教育局フリースクール等プロジェクトチームにおいて処理する。

フリースクール等に関する検討会議委員

生田 義久	京都市教育委員会指導部企画顧問 京都市教育相談総合センター顧問 佛教大学教授
植山 起佐子	CPCOM 臨床心理士コラボオフィス目黒 臨床心理士
奥地 圭子	NPO法人東京シューレ理事長 NPO法人フリースクール全国ネットワーク代表理事
加治佐 哲也	独立行政法人国立高等専門学校機構常勤監事
金井 剛	三重県立小児心療センターあすなろ学園園長
品川 裕香	教育ジャーナリスト
白井 智子	NPO法人トイボックス代表理事 スマイルファクトリー校長
友野 晃	福岡県教育庁理事
永井 順國	政策研究大学院大学客員教授
西野 博之	NPO法人フリースペースたまりば理事長 川崎市子ども夢パーク所長 フリースペースえん代表
宮澤 和徳	長野県辰野町教育委員会教育長
武藤 啓司	NPO法人楠の木学園理事長
森 敬之	名古屋市子ども適応相談センター所長 全国適応指導教室連絡協議会会長
横井 葉子	スクールソーシャルワーカー 上智大学総合人間科学部社会福祉学科非常勤講師

(五十音順)
(平成28年4月1日現在)

※ 友野 晃委員は平成27年4月1日から就任。平成27年1月27日～平成27年3月31日の間は、中村 潤（福岡県教育庁元理事）氏が委員として参加。

※ 森 敬之委員は平成28年4月1日から就任。平成27年1月27日～平成28年3月31日の間は、菊地 敬一郎（仙台市適応指導センター「児遊の杜」元所長）氏が委員として参加。

フリースクール等に関する検討会議 開催状況

○第1回 平成27年1月30日(金)

- ・事例発表(奥地委員、白井委員、西野委員、武藤委員からの発表)
- ・調査について

○第2回 平成27年2月27日(金)

- ・事例発表(福岡県教育庁、京都市教育委員会、宮澤委員、菊地委員、横井委員からの発表)
- ・論点例に関する自由討議
- ・調査について

○第3回 平成27年3月26日(木)

- ・事例発表(横井委員、茅ヶ崎市こども育成部、教育活動総合サポートセンターからの発表)
- ・論点例に関する自由討議

○第4回 平成27年4月14日(火)

(不登校に関する調査研究協力者会議と合同開催)

- ・事例発表(国立教育政策研究所、教育支援センター関係者、フリースクール関係者、警視庁、金井委員からの発表)

○第5回 平成27年11月19日(木)

- ・報告事項

○第6回 平成27年12月22日(火)

- ・報告事項
- ・事例発表(生田委員、池田市教育委員会からの発表)

○第7回 平成28年2月5日(金)

- ・事例発表(川崎市市民・こども局、神奈川県教育委員会、昭和女子大学興梠教授からの発表)

○第8回 平成28年3月8日(火)

- ・事例発表(東京都青少年・治安対策本部、品川委員、奥地委員、大学評価・学位授与機構研究開発部からの発表)

○第9回 平成28年4月11日(月)

- ・審議経過報告の取りまとめに向けた議論

○第10回 平成28年6月10日(金)

- ・報告事項
- ・審議経過報告の取りまとめに向けた議論

○第11回 平成28年6月27日(月)

- ・審議経過報告の取りまとめに向けた議論

不登校に関する調査研究協力者会議について

平成27年1月27日
 初等中等教育局長決定
 平成28年3月31日
 一部改正

1. 趣旨

不登校児童生徒に対する支援の現状と課題を検証し、学校及び学校外における不登校児童生徒への支援の改善充実を図る観点から、総合的な不登校施策について検討を行う。

2. 検討事項

- (1) 不登校児童生徒の実情の把握・分析
- (2) 学校における不登校児童生徒への支援の現状と改善方策
- (3) 学校外における不登校児童生徒への支援の現状と改善方策
- (4) その他不登校に関連する施策の現状と課題

3. 実施方法

- (1) 別紙の委員の協力を得て検討を行う。
- (2) 会議に座長を置き、事務局が委嘱する。
- (3) 必要に応じ別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。

4. 設置期間

平成27年1月27日 ～ 平成29年3月31日

5. 庶務

会議に関する庶務は、初等中等教育局児童生徒課において処理する。

不登校に関する調査研究協力者会議委員

安藤大作（日本PTA全国協議会相談役）
 石川悦子（東京臨床心理士会副会長・こども教育宝仙大学こども教育学部教授）
 伊藤美奈子（奈良女子大学研究院生活環境科学系教授）
 大場充（東京都西部学校経営支援センター支所担当課長）
 角川歴彦（株式会社KADOKAWA取締役会長）
 木嶋晴代（千葉県市原市立双葉中学校養護教諭・全国養護教諭連絡協議会会長）
 斎藤環（筑波大学医学医療系社会精神保健学教授）
 齋藤真人（学校法人立花学園立花高等学校理事長・校長）
 齋藤宗明（公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団代表理事・副理事長）
 笹森洋樹（国立特別支援教育総合研究所総括研究員）
 高野敬三（明海大学副学長）
 中邑賢龍（東京大学先端科学技術研究センター教授
 ・「異才発掘プロジェクトROCKET」プロジェクト・ディレクター）
 成瀬龍夫（京都市立向島二の丸小学校長）
 野田正人（立命館大学産業社会学部教授）
 藤崎育子（開善塾教育相談研究所所長・埼玉県教育委員会委員長職務代理）
 森田洋司（鳴門教育大学特任教授・日本生徒指導学会会長）
 森敬之（名古屋市子ども適応相談センター所長・全国適応指導教室連絡協議会会長）
 山川時彦（埼玉県越谷市立富士中学校長）

（五十音順）

（平成28年4月1日現在）

不登校児童生徒への支援に関する中間報告のポイント
 ～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～
 平成27年8月

不登校に関する調査研究協力者会議

重点方策

- 1 個別の「児童生徒理解・教育支援シート」による困難を抱える児童生徒への支援
 - ・不登校児童生徒ごとに「児童生徒理解・教育支援シート」を作成し、組織的・計画的に支援を実施
 ⇒●生徒指導加配を含めた人的措置

- 2 不登校児童生徒を支援するための体制整備
 - ・教育支援センターの機能強化や整備促進を含む、不登校児童生徒への支援体制の整備
 ⇒●教育支援センターが設置されていない地域への設置促進やアウトリーチ型支援などの
 教育支援センターの機能強化に関する調査研究の実施
 ●スクールカウンセラー配置に関する自治体への財政支援

- 3 既存の学校になじめない子供に対する柔軟な対応
 - ・不登校児童生徒に関して、特別な教育課程を実施する 学校・分校・分教室の設置促進
 - ・ICTを活用した学習の取組 等の普及

学校における指導の改善（今後更に検討）

- 1 不登校児童生徒の発生を防ぐ指導の改善（未然防止）
- 2 課題のある児童生徒に対する効果的な指導の在り方
- 3 不登校児童生徒を支える学校・教育委員会の支援体制

不登校になったきっかけと考えられる状況

(平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より作成)

区分	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況						その他	不明
	いじめ	いじめを除く友人関係をめぐり問題	教職員との関係をめぐり問題	学業の不振	進路にかかる不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐり問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子関係をめぐり問題	家庭内の不和	病気による欠席	あそび・非行	無気力	不安など情緒的混乱	意図的な拒否	上記「病気による欠席」から「意図的な拒否」までのいずれにも該当しない、本人に関わる問題		
小学校	309人	2905人	857人	1826人	118人	42人	162人	573人	2378人	4932人	1232人	2367人	239人	5950人	9338人	1489人	1358人	1392人	411人
	1.2%	11.2%	3.3%	7.1%	0.5%	0.2%	0.6%	2.2%	9.2%	19.1%	4.8%	9.2%	0.9%	23.0%	36.1%	5.8%	5.3%	5.4%	1.6%
中学校	1047人	14925人	1523人	8984人	1617人	2142人	1786人	2782人	4512人	8526人	3541人	7552人	8190人	25884人	27302人	4746人	4789人	1309人	1254人
	1.1%	15.4%	1.6%	9.3%	1.7%	2.2%	1.8%	2.9%	4.6%	8.8%	3.6%	7.8%	8.4%	26.7%	28.1%	4.9%	4.9%	1.3%	1.3%
計	1356人	17830人	2380人	10810人	1735人	2184人	1948人	3355人	6890人	13458人	4773人	9919人	8429人	31834人	36640人	6235人	6147人	2701人	1665人
	1.1%	14.5%	1.9%	8.8%	1.4%	1.8%	1.6%	2.7%	5.6%	11.0%	3.9%	8.1%	6.9%	25.9%	29.8%	5.1%	5.0%	2.2%	1.4%

※1 複数回答可とする。

※2 パーセンテージは、各区分における不登校児童生徒数に対する割合。

不登校のきっかけ

(平成26年7月不登校に関する実態調査 (平成18年度不登校生徒に関する追跡調査報告書) より作成)

- ・ 本調査は、平成18年度に公立中学校第3学年に在籍していた生徒のうち、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、不登校として年間30日以上欠席していた者を調査対象として、下記(1)～(3)の三つの方法によって生徒の5年後の状況等の追跡調査を行っている。
- (1) 調査対象者が在籍していた中学校に対する基礎的な調査(A調査)
- (2) 調査対象者のうち調査への協力に応諾した者に対し、中学校在籍当時、中学校卒業後及び現在の状況等について、無記名のアンケート調査(B調査)
- (3) B調査対象者のうち調査への協力に応諾した者に対し、B調査を補足するインタビュー調査(C調査)
- ・ 下記調査結果は、B調査における集計結果の一部である。
- ・ また、平成13年に文部省において、平成5年度の不登校生徒への追跡調査を実施しており、一部比較できる調査となっている。(以下、「H5調査」という。)

問4-1 あなたが学校を休みはじめたときのきっかけは何ですか。思いあたるものすべてに○をつけてください。

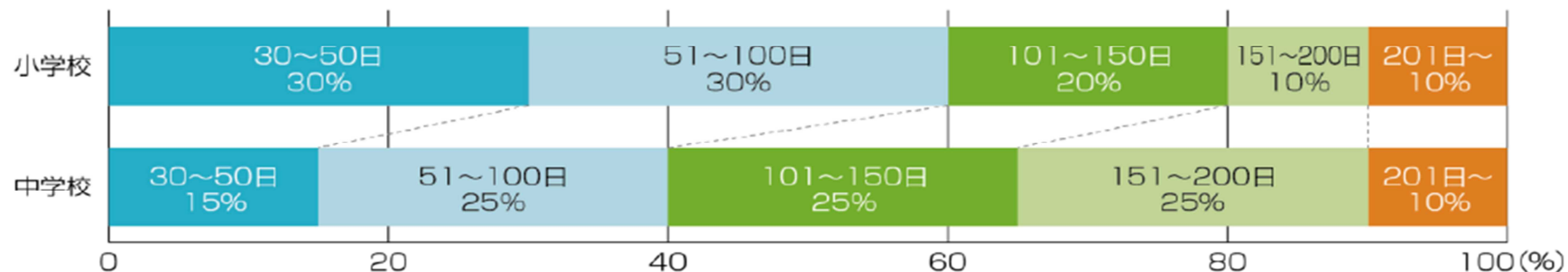
	総回答数	有効回答数	NA	回答数	比率1	比率2	H5調査
1. 友人との関係	1604	1581	23	849	52.9%	53.7%	44.5%
2. 先生との関係	1604	1581	23	420	26.2%	26.6%	20.8%
3. 勉強が分からない	1604	1581	23	500	31.2%	31.6%	27.6%
4. クラブや部活動の友人・先輩との関係	1604	1581	23	366	22.8%	23.1%	16.5%
5. 学校のきまりなどの問題	1604	1581	23	161	10.0%	10.2%	9.8%
6. 入学、転校、進級して学校や学級になじめなかった	1604	1581	23	273	17.0%	17.3%	14.3%
7. 家族の生活環境の急激な変化	1604	1581	23	155	9.7%	9.8%	4.3%
8. 親との関係	1604	1581	23	228	14.2%	14.4%	11.3%
9. 家族の不和	1604	1581	23	160	10.0%	10.1%	7.5%
10. 病気	1604	1581	23	235	14.7%	14.9%	13.2%
11. 生活リズムの乱れ	1604	1581	23	548	34.2%	34.7%	*
12. インターネットやメール、ゲームなどの影響	1604	1581	23	246	15.3%	15.6%	*
13. その他	1604	1581	23	257	16.0%	16.3%	19.3%
14. とくに思いあたることはない	1604	1581	23	88	5.5%	5.6%	10.8%

- ※1 <NA>は無回答・無効回答を示す。「比率1」は<NA>数を含めた各項目の回答の比率、「比率2」は<NA>を除いた有効回答数に占める各項目の回答の比率を示す。
- ※2 「H5調査」との比較が可能な調査項目については、「H5調査」欄に「H5調査」の比率を示す。「H5調査」の比率は、原則として今回の「比率1」に相当するものを記載しており、「H5調査」と比較する場合は、「比率1」と比べるものとする。
- ※3 「*」は、「H5調査」では選択肢がなかったことを示す。
- ※4 調査では、以下のように回答選択肢の後に回答具体例を()書きで例示している。

<ul style="list-style-type: none"> 1. 友人との関係(いやがらせやいじめ、けんかなど) 2. 先生との関係(先生がおこる、注意がうるさい、体罰など) 3. 勉強が分からない(授業がおもしろくない、成績がよくない、テストがきらいなど) 4. クラブや部活動の友人・先輩との関係 (先輩からのいじめ、他の部員とうまくいかなかったなど) 5. 学校のきまりなどの問題(学校の校則がきびしいなど) 6. 入学、転校、進級して学校や学級になじめなかった (転校、進級したときの不適応など) 7. 家族の生活環境の急激な変化 (父親や母親の単身赴任、家族の別居、親の転職や失業など経済的な問題など) 	<ul style="list-style-type: none"> 8. 親との関係(親がおこる、親の言葉や態度への反発、親との会話がほとんどないなど) 9. 家族の不和(両親の不和、祖父母と父母の不和など) 10. 病気 11. 生活リズムの乱れ(朝起きられないなど) 12. インターネットやメール、ゲームなどの影響 (一度始めると止められない、学校より楽しいなど) 13. その他 14. とくに思いあたることはない
--	---

年間欠席日数別不登校の状況

平成26年度不登校児童生徒の年間欠席日数別割合（概算）（東京都 公立）



平成28年2月 東京都不登校・中途退学対策検討委員会 報告書より

平成19年度欠席日数別不登校の状況（神奈川県 公立）

	学年	全不登校児童・生徒数	欠席日数							
			30~89日		90日~149日		150日~179日		180日以上	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
小学校	1年	114	76	66.7%	27	23.7%	7	6.1%	4	3.5%
	2年	190	122	64.2%	36	18.9%	14	7.4%	18	9.5%
	3年	273	146	53.5%	79	28.9%	25	9.2%	23	8.4%
	4年	404	228	56.4%	100	24.8%	30	7.4%	46	11.4%
	5年	513	255	49.7%	156	30.4%	45	8.8%	57	11.1%
	6年	659	332	50.4%	163	24.7%	59	9.0%	105	15.9%
	計	2,153	1,159	53.8%	561	26.1%	180	8.4%	253	11.8%
中学校	1年	1,930	969	50.2%	557	28.9%	209	10.8%	195	10.1%
	2年	2,813	1,164	41.4%	757	26.9%	384	13.7%	508	18.1%
	3年	3,206	1,204	37.6%	905	28.2%	524	16.3%	573	17.9%
	計	7,949	3,337	42.0%	2,219	27.9%	1,117	14.1%	1,276	16.1%
合計		10,102	4,496	44.5%	2,780	27.5%	1,297	12.8%	1,529	15.1%

平成21年5月 神奈川県不登校対策検討委員会 報告書より作成

教育支援センター（適応指導教室）について

教育支援センター（適応指導教室）は、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充及び基本的な生活習慣の改善等のための相談及び適応指導を行うことにより、学校への復帰を支援し、不登校の児童生徒の社会的自立に資することを基本的な目的とする。

○施設数（平成26年度）

1, 324か所

（うち、都道府県設置28か所 市町村設置1, 296か所）

○指導を受けた児童生徒数及び指導要録上「出席扱い」した

児童生徒数（平成26年度）

<指導を受けた数> <「出席扱い」した数>

・小学校：	2, 808人	(1, 943人)
・中学校：	12, 111人	(10, 390人)
・高等学校：	272人	(30人)

○施設で行われている活動

- ・カウンセリング等を通じた教育相談活動
（カウンセリング、グループ面接）
- ・教科学習の指導
（児童生徒が自分で学習計画を立てて、その計画に従った学習支援の実施等）
- ・自然体験や社会体験等を通じた体験活動
（自然の中での宿泊キャンプ、ボランティア活動等）
- ・グループ活動
（陶芸、調理実習、手芸、木工、ゲーム、軽スポーツ等）
- ・家庭への訪問指導
（509箇所を実施）

辰野町の間接教室「わたげ」（適応指導教室）

1 開設 平成11年4月（長野県内の町では最も早く開設） 今年度で16年目を迎える

2 開設趣旨

辰野町内（希望があれば町外からも）の小中学校の不登校・不適応児童生徒を対象に、学校復帰も視野に入れながら、心の休まる空間を提供するとともに、集団適応指導・学習指導および教育相談を行うことを目的とする。

3 場所 辰野町図書館二階会議室

4 時間 午前9時～午後5時

5 職員 1名[教員免許 小免・中免(国)]……開設時より同じ女性職員

6 教室の役割

(1)子供たちの居場所……安心して過ごせる空間でありたい。巣立った子供にとっての相談場所であり、ほっとできる場所でもありたい。

(2)学校とのつながり……切れがちな学校とのつながりをきらない。

(3)保護者とのかわり……保護者の子育て・悩み等の相談相手になる。

既製品ではなく、学校手作りのため、児童の状況に応じて、臨機応変に大きさなどを変更させることができる、まさにオーダーメイドのエリア。



【個別学習エリア】

【余暇エリア】



平成 27 年 8 月 5 日

小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う
民間の団体・施設に関する調査の結果（概要）

◆調査内容

【調査対象】小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設
→ 474 の団体・施設へアンケートを送付
319 の団体・施設から回答（回収率：67%）

【調査時点】平成 27 年 3 月

◆主な調査結果

【1 団体・施設の形態】

◇法人格を有する団体・施設（下表 1.～5.）が、7 割弱（NPO 法人が 5 割弱）

(n=321)

区分	団体・施設数	割合 (%)
1. 特定非営利活動法人（NPO 法人）	146	45.8%
2. 学校法人（準学校法人を含む）	7	2.2%
3. 公益社団・財団法人、一般社団・財団法人	28	8.8%
4. 営利法人（株式会社等）	27	8.5%
5. 1～4 以外の法人（社会福祉法人など）	10	3.1%
6. 法人格を有しない任意団体	70	21.9%
7. 個人	31	9.7%
計	319	100.0%

【2 在籍者数等】

◇在籍する義務教育段階の子供の数は、約 4,200 人
(1 団体・施設当たりの子供の数は平均約 13.2 人)

(n=317)

	男子	女子	計 (うち、出席扱い(*))	出席扱いの割合 (%)
1. 小学生	1,095	738	1,833 (969)	52.9%
2. 中学生	1,340	1,023	2,363 (1,372)	58.1%
計	2,435	1,761	4,196 (2,341)	55.8%

* 出席扱い：在籍校で出席扱いとなっている者の数

【3 スタッフ数等】

◇勤務するスタッフの数は、約 2,900 人
◇うち、有給・週 5 日以上勤務するスタッフの数は、約 900 人
(1 団体・施設当たりの有給・週 5 日以上勤務スタッフ数は平均約 2.8 人)

(n=316)

	有給	無給	計
1. 週 5 日以上勤務	872	58	930
2. 週 5 日未満勤務	1,099	835	1,934
計	1,971	893	2,864
割合 (%)	68.8%	31.2%	100.0%

【4 活動内容等】

◇個別の学習、相談・カウンセリングを行っている団体・施設がそれぞれ約 9 割

(n=318)

区分 (*1)	団体・施設数	実施率 (%) (*2)
ア 個別の学習	277	87.1%
イ 授業形式（講義形式）による学習	138	43.4%
ウ 社会体験（見学、職場体験など）	236	74.2%
エ 自然体験（自然観察、農業体験など）	232	73.0%
オ 調理体験（昼食づくりなど）	239	75.2%
カ 芸術活動（音楽、美術、工芸など）	244	76.7%
キ スポーツ体験	242	76.1%
ク 宿泊体験	164	51.6%
ケ 子供たちによるミーティング	165	51.9%
コ 学習成果、演奏や作品などの発表会	127	39.9%
サ 相談・カウンセリング	289	90.9%
シ 家庭への訪問	162	50.9%
ス その他特色ある活動	128	40.3%

*1 複数回答あり

*2 回答のあった団体・施設数（318 件）に占める割合

【5 会費等の状況】

◇月額の手費（授業料）は、1～3 万円・3～5 万円とする団体・施設がそれぞれ 4 割弱、平均額は約 3 万 3 千円

(n=262)

区分	団体・施設数	割合 (%)
～5,000 円	25	9.5%
5,001～10,000 円	15	5.7%
10,001～30,000 円	100	38.2%
30,001～50,000 円	95	36.3%
50,001 円以上	27	10.3%
計	262	100.0%

(月単位で会費を徴収していないと回答した団体・施設は、49 か所：通所した際、その都度利用料を徴収している場合など)

【6 施設の保有状況】

◇約 95%の団体・施設が、常設の施設を保有
◇常設施設を有する団体・施設のうち、約 3 割が自己所有、約 1 割が公共施設を借用、約 6 割が民間施設を借用

自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上 出席扱いとした児童生徒数（人）

（平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より作成）

	国立	公立	私立	計
小学校	2	78	5	85
中学校	1	147	16	164
計	3	225	21	249

不登校をした人の手記 発表者 苅谷和幸（神奈川県・24歳）

私は現在24歳で、東京農業大学へ通う4年生です。私は中学1年の9月に不登校になり、中学3年の春休みまで家でひきこもりました。その後フリースクール東京シューレに7年間所属し、高卒認定試験をうけ、21歳で大学に進学しました。

（略）

私が不登校になったきっかけは夏休みの宿題が終わらなかったことです。え？そんなこと？と思われるかもしれませんが。夏休み明け大量の宿題をやり残していた私は、少し休んで宿題を仕上げようと思い、学校を休みました。そのまま一週間学校を休んでしまいましたので、さすがにこれはまずいと思い学校へ行きました。授業は1週間分進んでいます。授業を聞いている時、どうしようもなく「もうだめだ」と思いました。次の日から学校へ行けなくなりました。

それから2年間は家で引きこもることになります。親からしたらなんとしても学校にいてほしいですから、お願いだから学校に行ってくれと言われます。ですが行けないんです。実際に体にも症状が現れます。行こうとするとおなか痛くなり、どうしても無理なんです。1度車に乗せられて、学校の校門の前でおろされたのですが、中にはどうしても入れず歩いて帰りました。

（略）

少し状況が変わります。1年半も引きこもっていると親も疲れてくるんです。あまり学校へ行けと言われなくなりました。そうすると不思議な事にこちらにも余裕が出てくるんですね。安心感みたいなものでしょうか。それまで家から1歩も出なかったのに、プールにちょっと行ってみたりするようになりました。そんなときに母からこんな場所があるよと、フリースクール東京シューレのことを聞きます。1回行ってみてダメならやめよう、そう思っていたのですが、自分に合っていたのか6年間通うことになります。

フリースクールに行っても驚いたのが、皆明るいんですよ。もっと不登校って暗いイメージがありましたから。ある人はマンガをよんでる、ある人はトランプをしてる、ある人はギターを弾いてる。最初私はマンガを読んでも

でしたが、楽しそうな雰囲気ここならいいなと思いました。同じ鉄道が趣味の友達ができてますますそこへ行くのが楽しくなりました。

（略）

私は少し勉強がしたくなったので、スタッフに相談して高卒認定対策講座を作ってもらいました。そのかいあって、17歳のときに高卒認定試験に合格しました。

高卒認定試験には合格しましたが、将来自分がやりたいことは全然分かりませんでした。でも友達はいろいろな進路を自分で決めていきました。

20歳で通信制の高校へ行く人、専門学校へ行く人、大学へ行く人、バイトを始める人、中には15歳でサラリーマンになる人と様々でした。そんな時期に、私は歩き旅をしました。

（略）

もし勉強するなら食のことがしりたい、それじゃ広すぎるから、食を作る側のことがしりたい、それは農業だろう。農業のこと知るなら農学部のある大学へいこう。

400km歩き終えて、新潟の海を見ているとき、そう心に決めていました。

旅から帰った私は翌月から予備校に通い、2年勉強したのち東京農業大学の農学部へ合格し今にいたります。

（略）

今は毎日忙しくすごしておりますが、前は家から1歩も出ない引きこもりの時期がありました。

私にとって必要だったのは、安心して家にいる時間と、フリースクールにしながら安心して通える事でした。そのことが今の自分につながっています。

学校へ通う人とはだいぶ違う道になりましたが、これはこれで良かったなと思います。

当事者としてはフリースクールが社会に認められて、また多様な育ち方が受け入れられるようになれば良いなと思います。

不登校の子どもの保護者手記 発表者 谷川智恵（フリースクールりんごの木・埼玉県）

息子は現在16歳。元々幼稚園の年長から行きしぶりがあったが、ほぼ完全に不登校になったのは、小学6年生（平成22年）。

まず、不登校の経緯から申し上げますと、小4（平成20年）の6月頃にクラスの数人からいじめを受けていたことがあった。その頃より、息子から「下校時は迎えに来て。早く家に帰りたいから。」と言われ、毎日の迎えが始まった。また、同時期には担任から「隣席の子にちょっかいを出したり、テストの答えをふざけて書いたりと落ち着いて授業に参加できておらず、授業がたち行かないので、病院等に相談に行つてはどうか？投薬によりおとなしく授業に参加している子もいますよ。」と言われ、児童相談所や小児精神科を受診。

結果、「あえて診断名をつけるとすれば、広汎性発達障害の高機能自閉症です。」とのことだった。また、「担任との不適合や二次障害に発展しつつある。」とも言われた。

小5では五月雨登校がはじまる。親が仕事で不在時に担任が家まで迎えに来て、勝手に学校へ連れて行ったことや、教室から担任が携帯電話で、いじめをしている子と話をさせたりされたことなどがあった。

（略）

—フリースクールとの出会い—

NHK教育テレビで放映された（平成21年末か22年）「フリースペースえん（たまりば）」の様子を視聴したことで、息子が「学校に行っていないのは自分一人だけと思っていたけど、他にもいるんだね。ここに行ってみたい。」と、ほっとしたように言った。

（略）

—フリースクールに行つて良かったこと—

子ども自らが主体的に、積極的に行動をするようになり、明るさや健康を取り戻したこと。

学校へ行つているときは、頭痛、腹痛など体調不良を訴えることがよくあったが、フリースクールに行き始めてからはそれらが全くなかった。そして、フリースクールに行くことやイベントに参加することが楽しい、と表情も明るくなった。

また、JDECや、夏の全国合宿での色々な「ひと」との出会いを得られたこと。親の気持ちもラクになり、新たなものの見方を得られたこと。

—フリースクールで困つたこと—

私たち親子にはフリースクールの存在があつて良かったが、義務教育期間中の親としては、月々のフリースクール会費や弁当代、交通費などの家計負担が大きく大変だった。他の小中学校に行つている子らと同じように、フリースクールに通う子どもにも、国から何らかの支援が必要であると思うので、国は支援の仕組みを考えてほしい。

—将来のこと—

高校卒業資格を取得するのか、高等学校卒業認定試験の合格を目指すのかは考慮中である。

平成28年6月10日

1 教育委員会・学校とフリースクール等の連携に関する取組

フリースクール等との連携に関する実態調査について
(文部科学省調査)

n=288 ※複数回答あり

1. 調査の目的

教育委員会における、教育委員会・学校とフリースクール等との連携についての取組状況を把握し、今後の施策の推進に資するものとする。

2. 調査時点

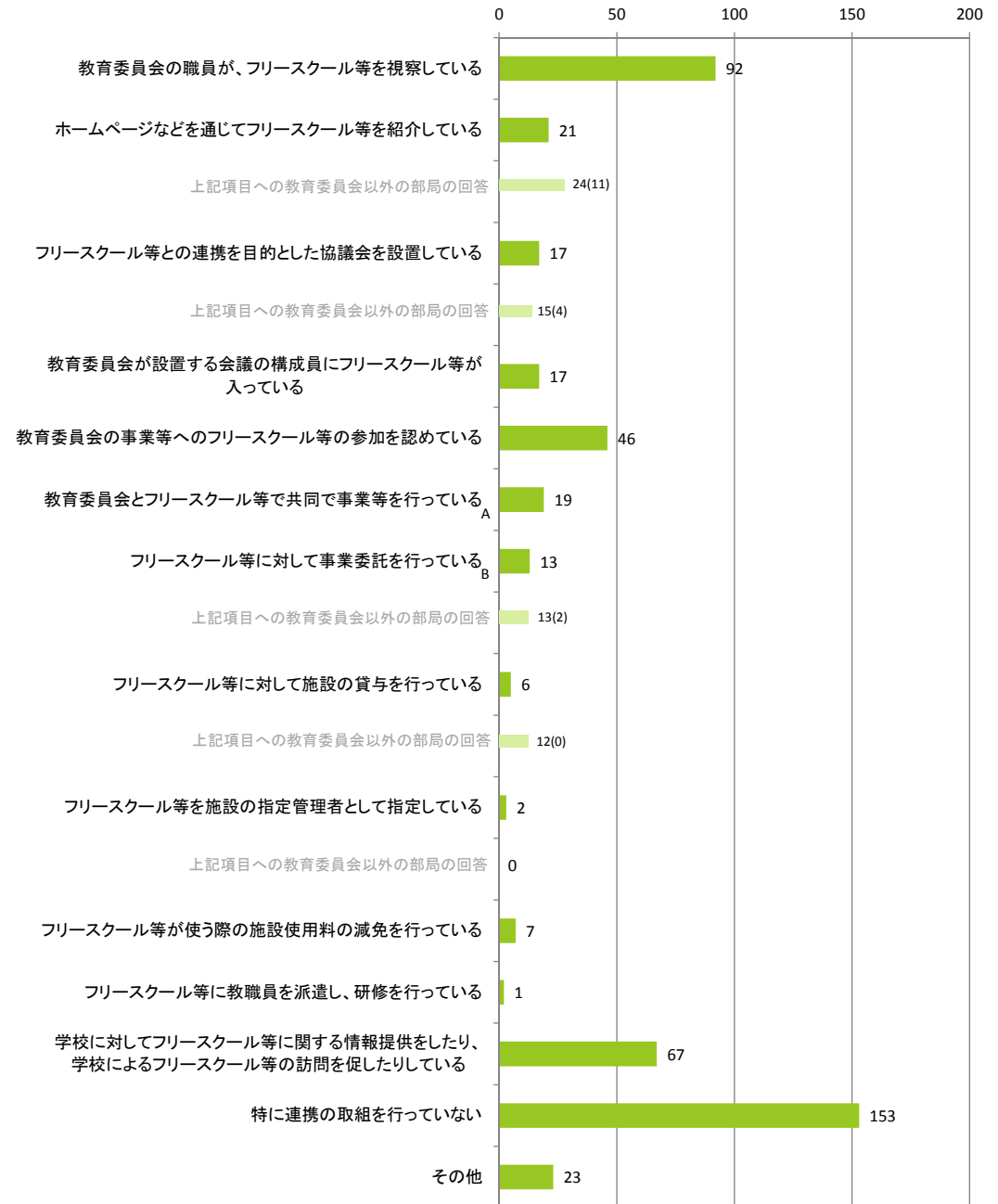
平成28年2月

3. 調査対象

- 全都道府県教育委員会
- フリースクール等(小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設)が所在する市区町村教育委員会(288市区町村教委)

4. 主な調査事項

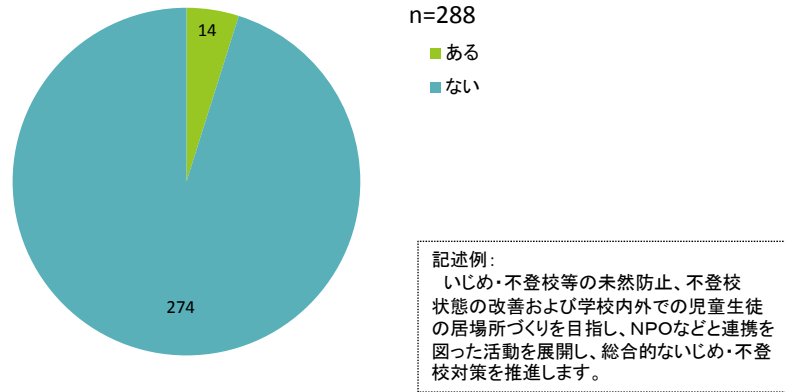
- フリースクール等との連携に関する取組
- フリースクール等との連携に関連した記述
- フリースクール等との連携を進める上での課題



※Aの例: 教育委員会が行う体験事業へのフリースクール等の子供の参加、教育委員会が行う研修へのフリースクール等のスタッフの参加など
 ※Bの例: 教育委員会・フリースクール等による保護者への合同説明会の実施、教育委員会・フリースクール等による共同アンケートの実施、教育委員会研修でのフリースクール関係者の講演など
 ※括弧内の数字は、同項目に回答した教育委員会と回答元の地方公共団体が重なっている数であり、内数

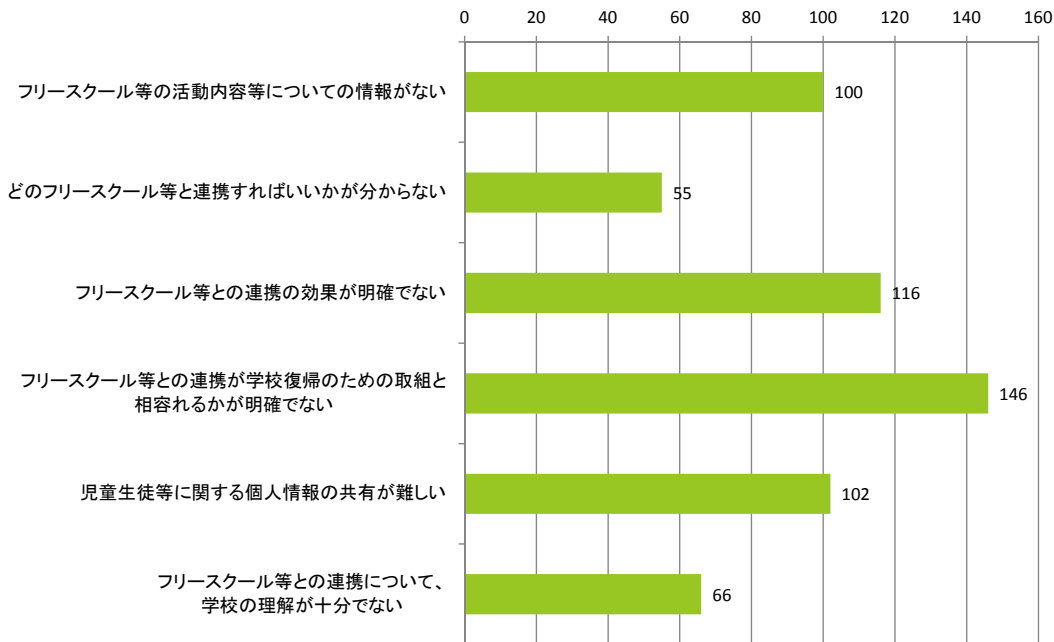
2 フリースクール等との連携に関連した記述の有無

(※教育委員会の教育振興基本計画又は教育に関する「大綱」中の上記記述の有無)



3 フリースクール等との連携を進める上での課題

n=288
※複数回答あり



京都市におけるフリースクール等との連携①

<京都市児童生徒登校支援連携会議>

- 学校、家庭、関係機関等が一堂に会し、児童生徒の登校支援について協議する場を設けている。
- 構成
 - ・顧問 藤原勝紀 京都大学名誉教授
 - ・委員 校長会代表者、PTA、スクールカウンセラー、医療関係者、大学相談室、児童相談所、フリースクール、パトナ、洛風中、洛友中、各種行政機関 等
- 定例実施の会議のほか、「不登校フォーラム」の開催や不登校に関するホームページの開設などを行っている。

<主な変遷>

- 【平成11年度】** 不登校児童生徒を支援する行政機関が情報交換をする場として、「京都市不登校児童生徒支援連絡協議会」を設置。
- 【平成12年度】** 「不登校フォーラム」の開催を始める。 ※当時の名称は、「不登校問題フォーラム」
- 【平成13年度】** 単なる「連絡」ではなく、各機関が「連携」するための会議とするため、「京都市不登校児童生徒適応支援連携協議会」に名称変更。
- 【平成18年度】** フリースクール2施設の代表が委員に就任。（20年度には、更にもう1施設の代表が加わる。）
- 【平成19年度】** PTA代表者（小・中学校 各1名）が委員に就任。
- 【平成20年度】** 不登校児童生徒だけでなく、児童生徒全ての登校を支援するという趣旨から、「京都市児童生徒登校支援連携協議会」に名称変更。 ※現在は「京都市児童生徒登校支援連携会議」

【当初の趣旨】

不登校児童生徒への支援に関わる行政機関が互いに情報交換をする。



【現在の趣旨】

全ての子どもたちがいきいきと学校で学び育つために幅広い関係者が連携を図る。

京都市におけるフリースクール等との連携②

平成17年度に、フリースクール2施設との連携事業を開始。
平成27年度は、4施設との連携事業を実施。

<連携事業>

「ほっと・ホームスクール」

- 連携先：ほっとハウス（京都市南区）
- 内 容：家庭訪問による相談や学習補助等
- 対 象：小・中学校の児童生徒
- 事業開始年度：平成17年度
- 訪問回数：週1回程度
- 年間対象者数：9名（平成26年度実績）

「きらきら☆ボクシング」

- 連携先：本橋プロボクシングジム（京都市山科区）
- 内 容：ボクシングを通じた体験活動
- 対 象：小・中・高等学校の児童生徒
- 事業実施年度：平成27年度
- 実施回数：毎月1回

「ぶらねっと・クラブ」

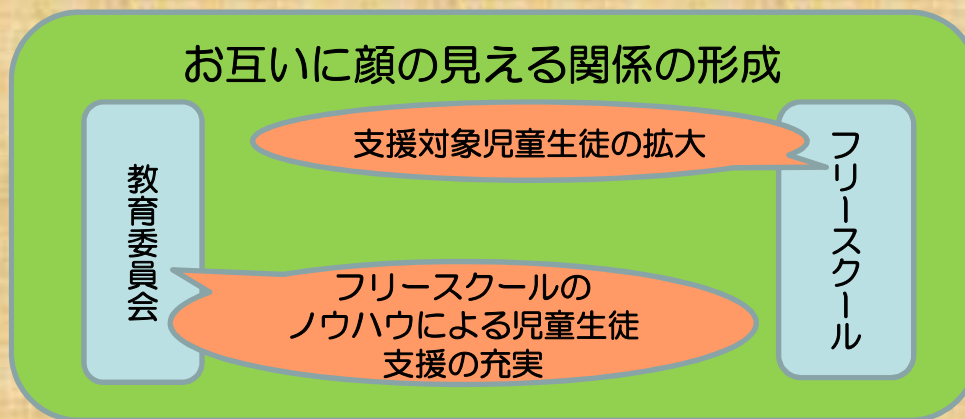
- 連携先：わく星学校（京都市左京区）
- 内 容：自然体験活動、スポーツ等の各種体験活動
- 対 象：小・中学校の児童生徒
- 事業開始年度：平成17年度
- 年間実施回数：10回
- 参加者数：延べ75名（平成26年度実績）

「あんようほのぼのワークショップ」

- 連携先：安養寺フリースクール（京都市上京区）
- 内 容：不登校に関する保護者対象学習会
- 対 象：小・中・高等学校の児童生徒の保護者
- 事業開始年度：平成20年度
- 年間実施回数：20回
- 参加者数：延べ89名（平成26年度実績）

<わく星学校より>
連携事業を始めてから、学校のフリースクールに対する理解が深まったように思う。また、連携事業に参加する子どもの保護者に対し、フリースクールが第三者的な立場で話をする事で、その保護者の学校不信が薄らいでいくことがしばしばある。

<連携事業の効果>



—神奈川県におけるフリースクール等との連携①—

1. 連携の経緯

■児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査において、全国数値を上回る状況



■神奈川県学校・フリースクール等連携協議会の設置(H18・2)

■神奈川県学校・フリースクール等連携協議会設置要綱

第1条 設置目的

「本県において、不登校児童・生徒のための居場所作りを進める
フリースクールやフリースペースとの連携協働を推進するため」

第6条 地区学校・フリースクール等連携協議会

4 地区協議会の構成員及び運営に関する事項は、当該地区
協議会で定める

■確認事項

不登校児童・生徒の将来の社会的自立や学校生活の
再開に向けて相互理解、連携を図る

- 「開かれた学校」「パートナーシップ」
- フリースクール等と学校や教育関係機関との連携・協働を県レベルで推進
- 子どもを真ん中において協働的な取組を行う
- 委員構成
フリースクール関係 9名、学校関係15名 計24名(H27年現在)

—神奈川県におけるフリースクール等との連携②—

2. 連携に基づく取組の内容

■内容(数字についてはH27年度のもの)

- ①県学校フリースクール連携協議会の開催
- ②地区連携協議会の開催
- ③不登校相談会の開催 年2回
- ④進路情報説明会・不登校相談会の開催
- ⑤フリースクール見学会
- ⑥教員派遣研修
- ⑦リーフレットの作成等

(参考)県と一定の連携を結びながら事業を進めている
フリースクール等の団体 平成27年度(平成27年7月現在)

横浜市	9	川崎市	2
相模原市	4	横須賀市	2
湘南三浦地区	4	県央地区	2
中地区	2	足柄上地区	1
足柄下地区	1	合計	27団体

③不登校相談会

- 平成18年開始
- 不登校で悩む児童・生徒や保護者を対象に相談会を開催
- 県内2地域で開催
- 内容
座談会
フリースクール等の活動紹介
個別相談

④進路情報説明会

- 平成18年開始
- 不登校生徒や高校中退者及びその保護者に対して、進路情報を提供し、個別相談において自立に向けた支援を行う
- 内容
進路情報の説明
公・私立、高等専修
各種学校、就労関係

⑤フリースクール見学会

- 平成19年開始
- 児童・生徒、保護者がフリースクールを見学、その活動への理解を深める
- 内容
児童・生徒、保護者
学校関係者、市町村
市町村の指導主事が訪問し
活動を見学

⑥教員派遣研修

- 教員の派遣体験研修の一環として、派遣先の一つにNPO、フリースクール等を加え、教員の資質の向上を図る。
(参考:派遣先として企業、社会福祉施設、社会教育施設等に派遣)
- 派遣期間 1年間 派遣人数 1名
- H18年度からH27年度まで10名
校種別 高等学校9名(男7 女2)
中学校1名(女)

3. 連携による効果、課題

■効果・成果

- ・神奈川県としての不登校対策に対する基本的な考え方を明確に示すことができた(連携協議会設置)
- ・進路情報会、不登校相談会が定着(県内各地で)
- ・来場者、相談者の増加と満足度
- ・不登校児童・生徒の人数の変化
(H19年度をピークにH24年度まで減少、その後増加)

■課題

- ・フリースクール等の果たしている役割や取組についての理解がまだまだ不足している
- ・連携協議会としてのネットはできているが、具体的なワークの検討が必要
- ・不登校相談会のさらなる充実(内容)が必要
- ・福祉機関との連携が必要
(例:サポートステーションとの連携)

東京都「ひきこもり等の若者支援プログラム普及・定着事業」の概要

目的

ひきこもり等の状態にある若者を支援している NPO 法人等に対して、「ひきこもり等の若者支援プログラム」(以下「支援プログラム」という。)を普及・定着させることにより、ひきこもり等の状態にある若者が安心して支援を受けられ、また区市町村が NPO 法人等と協働して若者の支援を行うことのできる社会基盤を整備する。

■支援プログラム ※詳細は「ひきこもり等の若者支援プログラム」参照

ひきこもり等の状態にある若者及びその家族を対象とした、以下の3種類のプログラム

【No.1】 訪問相談・支援

(自宅等を訪問し、外出に向けた働きかけの実施)

- ・個別面接、親同士の交流会等の開催(対象者の把握・本人への間接的支援)
- ・自宅等に訪問し、相談・カウンセリングを実施(必要に応じて、外出への付き添い)
- ・自宅以外の居場所・適切な支援機関の紹介

【No.2】 自宅以外の居場所の提供

(自宅以外の安心できる居場所の提供、自己肯定感を醸成するための活動の実施)

- ・安心できる居場所(フリースペース等)の確保・運営
- ・各種活動の実施(来所者同士の自由な会話、グループ活動、自然キャンプ等)

【No.3】 社会参加への準備支援

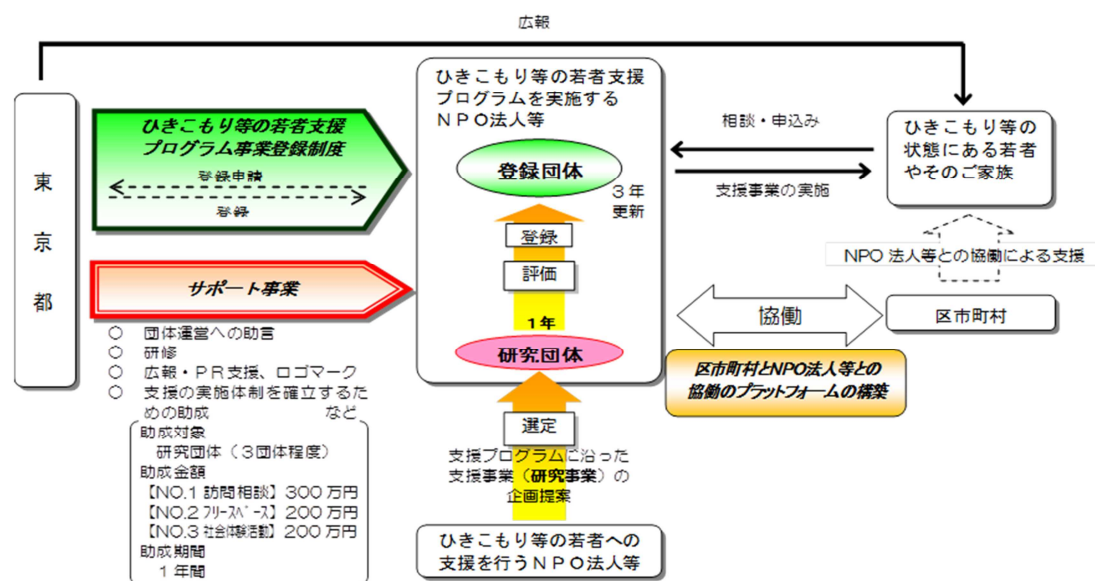
(社会参加に向け、能力と自信を向上させるための社会体験活動の実施)

- ・社会体験活動に参加するための情報提供や研修等を行う支援拠点の確保・運営
- ・社会体験活動の実施(ボランティア活動、生活リズム改善のための短期合宿等)

仕組み

1. 東京都は、支援プログラムに沿った支援事業の企画提案を公募
2. 東京都は、応募のあった事業を審査し、選定した「研究団体」を助成(1年間)
3. NPO 法人等は、「研究団体」として事業を実施
4. 3を踏まえ、東京都は1年間の実績を評価
5. 事業実施の1年後、NPO 法人等は東京都へ「登録団体」として申請
6. 東京都は、申請を受けて審査し、NPO 法人等を「登録団体」として承認
7. NPO 法人等は「登録団体」として、ひきこもり等の状態にある若者及び家族を支援
8. 東京都は、「登録団体」が行う支援事業を広報するなどサポート

体系図
(平成27年度現在)



公民連携による施設の設置・運営① フリースペースえん

<概要>

○川崎市が青少年教育施設の指定管理者としてNPO法人フリースペースたまりばを指定し、不登校児童生徒の居場所として運営

○発達・知的・精神・身体などさまざまな障害や非行などの背景を持つ子ども・若者たちも受け入れている。

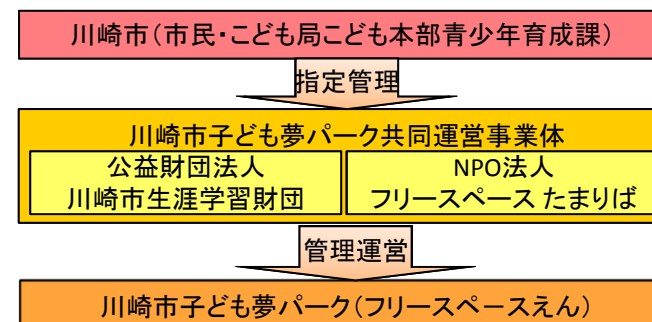
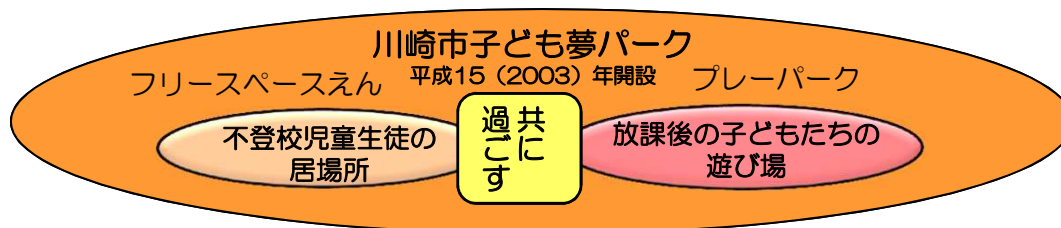
○会員登録制 ※会費無料（昼食代250円）

○会員数

小学生	中学生	高校年齢	18歳以上	合計	
22人	26人	25人	32人	105人	(平成26年9月末現在)

<特徴>

「川崎市子どもの権利に関する条例」の
理念の具現化を目指した青少年教育施設



<活動>

○自分で決めるプログラム

決められたカリキュラムではなく、子どもたち一人ひとりが、自分でその日をどのように過ごすかプログラムをつくる。“この指とまれ”方式で、自主企画をたて、仲間を集めて一緒に活動。

<過ごし方の例> ◆楽器の演奏や歌 ◆自主学習 ◆読書 ◆パソコン ◆絵画 ◆染色 ◆ダンス 等



●冒険遊び場（プレーパーク）



●自分でつくるプログラム（サイエンスミニシアター）



●神奈川県教委より
NPOへの教師派遣研修の
受け入れ

●たまりばフェスティバル
子どもたちによる企画・進行



公民連携による施設の設置・運営② スマイルファクトリー(平成27年1月現在)

<概要>

- 大阪府池田市が市の宿泊施設の指定管理者としてNPO法人トイボックスを指定するとともに、教育相談業務の一部を委託
- 在籍校と連携した上で、不登校、ひきこもり、発達障害など様々な課題を持つ子供も社会的に自立できるようサポート
- 池田市民は、教育相談およびスクーリングが無料
- 平成26年度実績

合計4137件		保護者	子ども		その他
			スクーリング	相談	
池田市	延件数	1240	1990	670	237
	実人数	206	25程度/月		

合計8506件		保護者	子ども		その他
			スクーリング	相談	
池田市 +その他	延件数	2852	3474	1179	1001
	実人数	427	40程度/月		

<活動>

○一日の流れ

- 10:00 スクールバス等にて来室、朝のミーティング
- 10:30 個別学習(国語・数学・英語の教科学習が中心)
- 12:00 昼ごはん
- 13:45 午後の授業(理科、社会科、音楽、体育、美術、家庭科等の体験授業)
- 14:45 今日のまとめ、帰りのミーティング
- 15:30 スクールバス等にて帰宅

○課外活動

山の家での活動以外にも、地域において様々な課外活動を実施。

- ・スマイルキャンプ(夏休み中に山の家で開催)
 - ・誕生会(毎月開催)
 - ・スマイルフェスタ(每学期1回開催。山の家行事)
 - ・学習会(春・夏・冬休み中各2~3回開催。山の家行事)
 - ・フリーマーケット参加(年1~2回)
- など



●個別指導による学習



●農業体験



●テレビ局見学



●家庭科

特定非営利活動法人(NPO法人)

東京シューレ

—子ども中心で学び、育つ—

沿革・全体像

1984年 登校拒否を考える会

1985年 東京シューレ開設

	学校制度外		学校制度	
22歳		シューレ 大学	高等部	高校コース (東京シューレ 学習センター)
15歳	ホーム シューレ		中等部	私立東京シューレ 葛飾中学校
中3 中1		フリー スクール 東京シューレ (王子・新宿 ・流山)	初等部	
小6 小1				

規模・人数

フリースクール					ホーム シューレ 全国 177家庭
	王子	新宿	流山	小計	
高等部	51	16	8	75	
中等部	17	7	1	25	
初等部	6	4	6	16	
計	74	27	15	116	

フリースクール部門

- ①居場所であること
- ②やりたいことを応援する
- ③自己決定の尊重
- ④子どもたちで創るシューレ
- ⑤違いを認め合って



●ミーティングの様子



●ログハウス建設

ホームエデュケーション部門

- 仲間や情報と出会うために
 - ・毎月の月刊誌
 - ・サイバーシューレSNS
 - ・全国合宿や地域サロン
- 学習サポート
 - ・自作教材、市販教材活用、高卒認定試験サポート 等
- 親どうしのつながり
 - ・毎月冊子を送付 初等部
 - ・インターネットの交流サイト
 - ・合宿やサロンでの出会い

●地域サロン



●全国合宿



フリースクール NPO法人楠の木学園

設立～現在

○1993(平成5)年 発足

・「学習不振」、「問題行動」など叱責されたり、いじめにあう子ども。それは生得的な特性(当時は、学習障害・LD)と考える親たちが、そのような特性を認め、理解し、適切な教育をしてくれる学校を首都圏で探した。



・(株)ヤマタネが、「企業の社会貢献(メセナ)」の一環として、施設の提供や運営を支援



・バブル経済の崩壊、企業撤退(1996年)、自力で運営



・①普通学級に通っていたが、特性の理解を得られていない
②個別支援学級、特別支援学校には行ったのに納得のいく教育を受けられない子どもたちへの支援

活動内容

※()・・・2014年8月時点在籍生徒数

○本科中等部(3名)、本科高等部(17名)

- ・一般教養(国語 数学 英語 社会 生活 体育)
- ・芸術・表現活動(音楽 美術 演劇 和太鼓 朝鮮太鼓)
- ・実習体験・社会性を培う(調理 グループワーク ホームルーム クラブ活動)

○専攻科(8名)

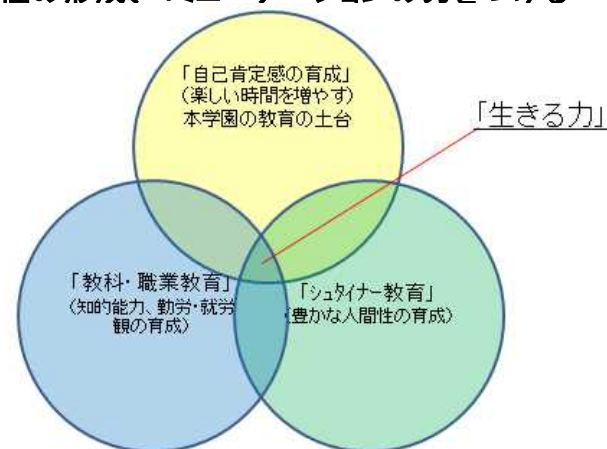
- ・本科終了後2年間の課程
- ・職場見学・就労体験・実習(お菓子作り 喫茶)、専攻科合宿など

○単科(1名)

- ・希望する授業のみの参加

運営理念

- 1 誰もが安心していられる場所
- 2 信頼関係の形成
- 3 自信の回復、失敗の容認
- 4 意欲(勇気)の喚起
- 5 関係性の形成、コミュニケーションの力をつける



課題

○長期の不登校だった若者たちの実態をふまえ

- ・基礎的な学力、対人関係への不安、自信不足の克服
- ・将来への絶望感を生きる意欲と意志の獲得へ
- ・高校生生活の充実と高卒資格の取得へ
- ・一人ひとりの特性、能力に応じた丁寧な進路指導
- ・就職後の相談、フォローも
- ・インクルーシブな地域社会づくり



特定非営利活動法人(NPO法人)

フリースクール全国ネットワーク

2000年に日本で開催したIDEC世界フリースクール大会がきっかけとなって誕生した、フリースクール・フリースペース・子どもの居場所・ホームエデュケーション団体などによるネットワーク。

フリースクール全国ネットワークによる研修、養成、相互の学び合い

○JDEC「日本フリースクール大会」

実践交流によるフリースクール等の活動の質の向上、政策提言を目的として2009年より毎年一回開催。

第8回JDEC「日本フリースクール大会」 & 第3回多様な学び実践研究フォーラム
2016年2月6,7日 東京都 (共催：多様な学び保障法を実現する会)

プログラム	備考など
講演と対談「学校外の学びと支援を考える」 李ミンチョルさん(韓国 光州市学校外青少年支援センター センター長)、荒牧重人さん(子どもの権利条約総合研究所)	
実践交流「子ども参加と学び」 ・フリースクールで学ぶ子どもたちによる実践報告 ・サドベリースクールで学ぶ子どもたちによる実践報告 ・グループディスカッション	
実践研究分科会「居場所と学びの実践」	分科会
実践研究分科会「多様な学びと自己評価」	分科会
実践研究分科会「家庭を基盤とした学び(ホームエデュケーション)と訪問支援」	分科会
実践研究分科会「学びの場の経営」	分科会
実践研究分科会「スタッフの養成・研修」	分科会
調査報告「オルタナティブスクールの現状と課題～オルタナティブ学校実態調査より～」	
法案意見交換会	
JDECミーティング	
多様な学びフェア	

※学校外の学び場の実践者だけでなく、研究者も加わる「実践研究フォーラム」との合同開催

○フリースクールスタッフ養成研修講座

2001年のネットワーク結成以来、毎年開催している全国研修。
2010年、2011年、2012年、2013年、2015年は日本フリースクール大会と連続・同会場で行い、プログラムの一部を共有した。

フリースクールスタッフ・不登校支援者「養成・研修」講座 2015(秋)
2015年10月3,4日 東京都

プログラム	備考など
基礎講座「フリースクールとは何か・子ども中心の学びの実践」	
フリースクールで育った子ども・若者シンポジウム	
ワークショップ「今の子どもをとりまく社会について」	
スタッフシンポジウム「フリースクールで働くとは」	
フリースクールからの進路	分科会
「発達障害」と不登校・フリースクール	分科会
困難な状況の子どもを支える	分科会
家庭で育つ「ホームエデュケーション」	分科会
フリースクールの創り方・フリースクールスタッフの仕事	
参加者によるプレゼンテーション「私はこんなフリースクールで子どもと過ごしたい」	

※2015年から、東京で行う研修は若手・新人の養成に重点を置き、中堅以上のスタッフ研修は「JDEC」及び多様な学び保障法を実現する会と共同開催する「多様な学び実践研究フォーラム」にて行うこととなった。

米国高等教育のアクレディテーションについて

制度概要

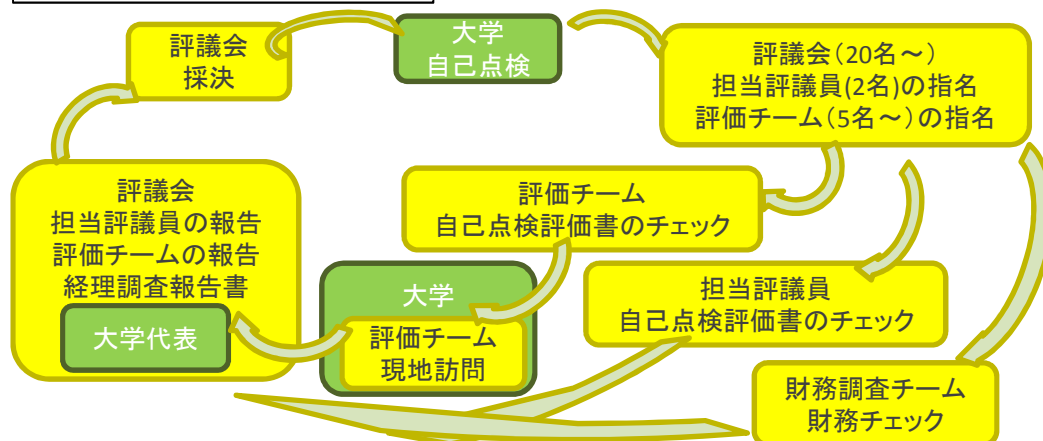
- ・米国の教育機関(特に高等教育)の質保証の根幹をなす制度
- ・設置認可とは異なる「事後評価」
- ・大学が、設定された「最低基準」を満たしているかを大学人が相互にチェックしあう=ピア・レビュー

アクレディテーションの仕組み

- ・大学が「自己研究」(日本の大学が行う「自己点検・評価」の雛形)を行う
- ・大学が「自己研究報告書」のアクレディテーション団体評議会(大学人+民間有識者)に提出
- ・評議会が大学人からなる評価チームを指名
- ・評価チームによる「自己研究報告書」のチェックと「現地訪問」に基づくデータ精査及び関係者インタビュー、財務調査チームによる財務調査
- ・評価チームが評議会に報告
- ・評議会が大学の代表者と面談
- ・評議会がアクレディテーションの可否を採決

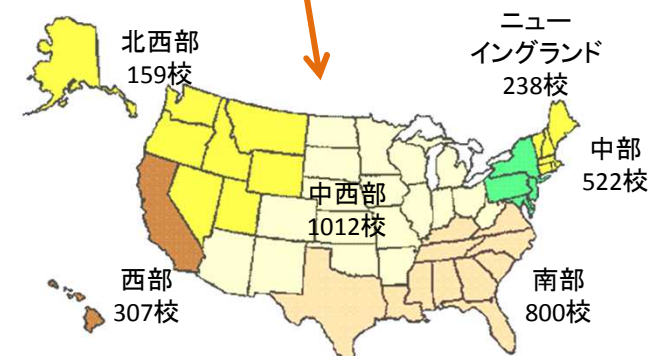
5~10年に1度のサイクル*

*ニューイングランドの実践を参照



種類

機関アクレディテーション (大学まるごと)	地域アクレディテーション (全米6地域・7団体) 全国アクレディテーション (11団体)
専門アクレディテーション (分野ごと)	全国規模(約70団体)



政府からの独立

- ・2010年まではほぼ完全に政府から独立
- ・現在もシステム上おおむね独立・財政上は、ほぼ完全に独立
- ・ピアによる相互評価
- ・ボランティア
- ・「自分たちでやらなければ政府が手を出してくるだろう」

(平成15年5月16日付け15文科初第255号通知「不登校への対応の在り方について」別添2)

民間施設についてのガイドライン（試案）

このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものである。

民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であり、民間施設を判断する際の指針をすべて一律的に示すことは困難である。したがって、実際の運用に当たっては、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、地域の実態等に応じ、各施設における活動を総合的に判断することが大切である。

1 実施主体について

法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

2 事業運営の在り方と透明性の確保について

① 不登校児童生徒の不適応・問題行動に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。

② 著しく営利本位でなく、入会金、授業料(月額・年額等)、入寮費(月額・年額等)等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

3 相談・指導の在り方について

① 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。

② 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。

③ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。

④ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。

⑤ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

4 相談・指導スタッフについて

① 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不適応・問題行動の問題について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。

② 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。

③ 宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

5 施設、設備について

① 各施設にあつては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。

② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

6 学校、教育委員会と施設との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

7 家庭との関係について

① 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、たとえ当該施設の指導方針いかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

中間支援組織

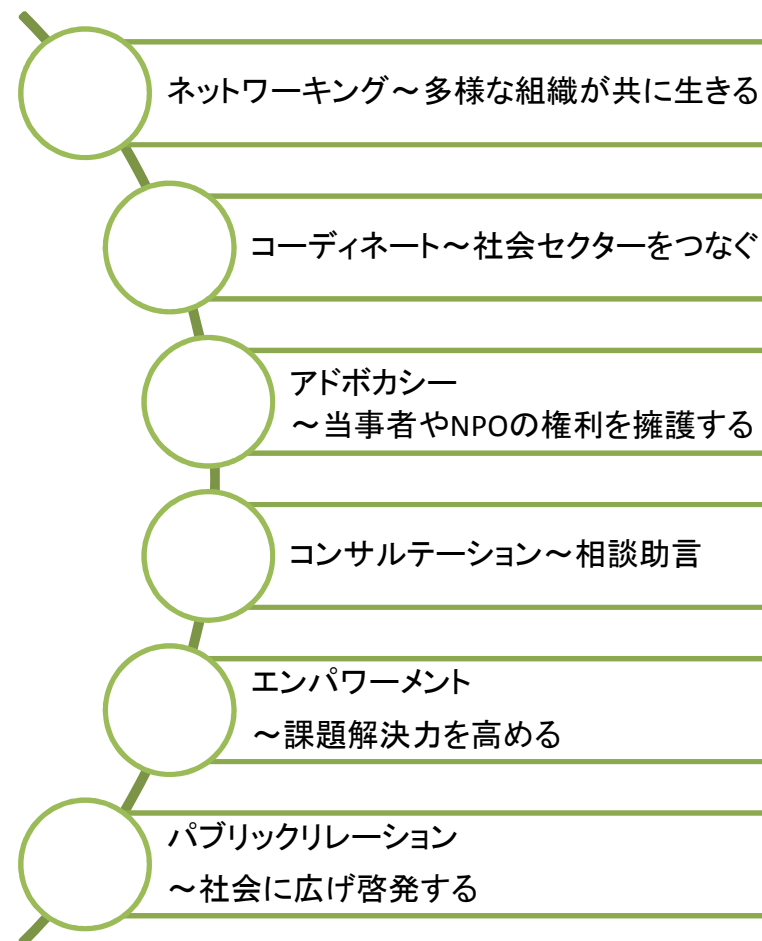
1. 趣旨

中間支援組織とは、市民、NPO、企業、行政等の間にたつて様々な活動を支援する組織であり、市民等の主体で設立された、NPO等へのコンサルテーションや情報提供などの支援や資源の仲介、政策提言等を行う組織を言う。中間支援組織自らがNPO等である場合もある。
 (平成23年2月
 内閣府「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」)



NPOを支援するNPO
中間支援組織
 (Intermediary)

2. 役割



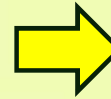
NPO法人教育活動総合サポートセンター 学習支援・居場所づくり事業

【生活保護世帯対象】

生活保護家庭の子ども



学習支援
居場所づくり



健全な
高校生活



自立

【不登校・いじめ対策】

(1) 相談から学習支援の開始

1) 相談・面談

- ・子どもの状態の確認
- ・不登校の状態
- ・発達上の課題
- ・学力不振 等
- ※その他、家庭の状況等子の背景

2) 学習支援の申請

- 子が自ら学習活動申込書に記入
- ・原則週2回、1回1時間
- ・希望の学習日
- ・希望の時間
- ・学習したい教科

3) 学習部との調整

- ・学習担当者の決定・連絡
- ・学習時間(曜日・時間)の決定



保護者・本人に通知

(2) 学習支援の開始

1) チェックシートによる児童生徒理解

- 開始時期・定着期に実施
- <その1>
- ・子どもの困っている状態
- 第1群(学習)～第6群(いじめ)
- <その2>
- ・子どもの発達上の課題
- 第1群(学習)～第6群(状況理解の困難さ)
- ※開始時期と定着期の子供の変容
- ※個別支援計画の見直し等

2) 個別支援計画の作成

<相談担当者> 初回面接時等の把握状況から

- ①支援開始時の子供の課題
- ②支援方針



<学習担当者> 1対1の学習の中で
支援課程の記入

- 開始時期の学習状況
- 学習計画

一定期間後、支援計画における状況を記入
※相談者と学習者が情報を共有し互いに連携して
子供の支援を行う

3) 「学習相談の記録」

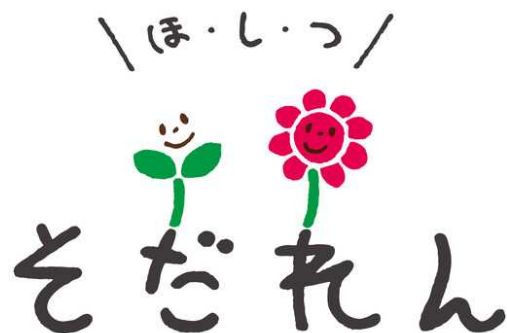
茅ヶ崎市の児童相談等の取り組み

茅ヶ崎市 こども育成相談課

○茅ヶ崎市の児童相談の特徴

- 虐待予防から虐待まで対応
- 機動性重視(こまめに情報交換)
- 当事者参加

-
- ほしつ☆そだれん(子育て練習講座)
※3割引きで



ほめる しかる うたえる 子育て 練習講座

- 市民向けと子どもに関わる機関の職員向けの「ほめる・しかる・つたえる子育て練習講座」
- しつけに関する親子の負担軽減や児童虐待の予防及び各機関の職員のスキル向上
- 家庭児童相談室や公立保育園において実施

○学校・フリースクール等との連携

- 市の児童相談から見たフリースクール等の位置づけ
⇒子どもの基本的な生活を実現する貴重な社会資源の一つ
- 虐待対応、虐待予防における具体的な支援メニューの不足
- 虐待対応部門として需要の高い支援内容
⇒子どもの生活支援
生活の一部のフォロー
〔 移動支援、学習支援、居場所、話し相手 〕
家事・育児支援(技術の習得も含めて)



今後フリースクール等と市町村の児童相談との
連携頻度は増すと考えられる

児童相談所、一時保護所

横浜市児相における不登校相談数の推移と内訳

	H21	H22	H23	H24	H25
合計	309	214	203	129	127
電話相談	216 (55%)	131 (61%)	138 (68%)	69 (53%)	74 (58%)

★対応の内容

- * 全体の半数以上電話相談→来所促す関係機関紹介
- * 心理検査結果等伝え対応や適切な教育環境の調整
- * 通所を通して教育機関利用の準備
- * 親子継続面接、家庭訪問、行事開催、医療機関

一時保護所における学習

★横浜市における学習支援体制

- * 有資格者(教員免許)4名+保護所職員
- * 月～金(週4日勤務);8:45～17:15

★課題

- * 一時保護の長期化→公教育受ける機会の剥奪
- * 様々な学年、能力、達成度の異なる集団
- * 同年齢集団の交流機会の少なさ
- * ハード面の不備(教室、教材、体育用品、PC)
- * 各種行事、校外学習機会などの少なさ
- * 出席認定の校長裁量(特に私立校)

地域・家庭に根ざした支援

★児相の家庭訪問による支援

- * 不登校に特化した訪問事業はない
- * 地区担当児童福祉司(時に心理、医師も)訪問

★児童家庭支援センター

- * 民間による児童相談所の補完的な役割
- * 横浜市6か所(全区に設置予定)(県内川崎4)
- * 区役所との連携(ショートステイ、宿泊)
- * 26年度相談件数4413件
- * 生活困窮者支援法による学習支援実施センターも

★関係機関との連携における課題

【フリースクール、NPO】

- * 個人情報の取り扱いの問題(守秘義務付加)
- * 各スクールの個性の違いの大きさと情報不足
- * 学費や学校との関係性や進路の問題
(川崎市の実践が参考になるか;飽和状態)

【その他】

- * 公的支援機関;アクセスの問題、訪問の少なさ
児童相談所との関連(利用)は深い

平成28年6月10日

訪問型支援及び保護者への情報提供に関する
実態調査について(文部科学省調査)

1. 調査の目的

教育委員会における、不登校対応としての訪問型支援及び保護者への情報提供についての取組状況を把握し、今後の施策の推進に資するものとする。

2. 調査時点

平成28年2月

3. 調査対象

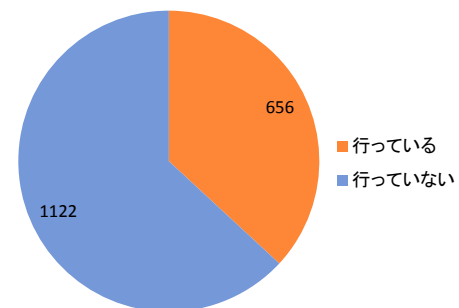
全都道府県教育委員会・市区町村教育委員会

4. 主な調査事項

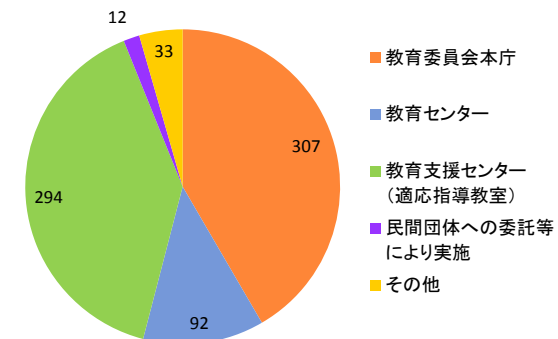
- 継続的・計画的な訪問型支援の実施状況
- 訪問型支援を行う際の課題
- 訪問型支援に係るマニュアルやガイドラインの作成状況
- 保護者への情報提供の実施状況

1 不登校児童生徒やその保護者に対する
訪問型支援の実施状況①

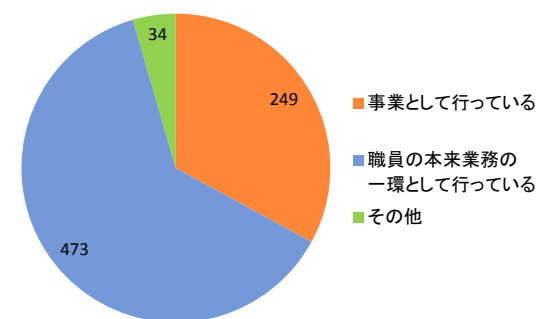
1-1 実施の有無
(n=1778)



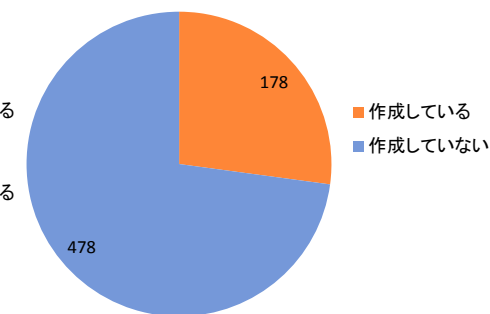
1-2 実施主体
(n=656)
※複数回答あり



1-3 実施形態
(n=656)
※複数回答あり

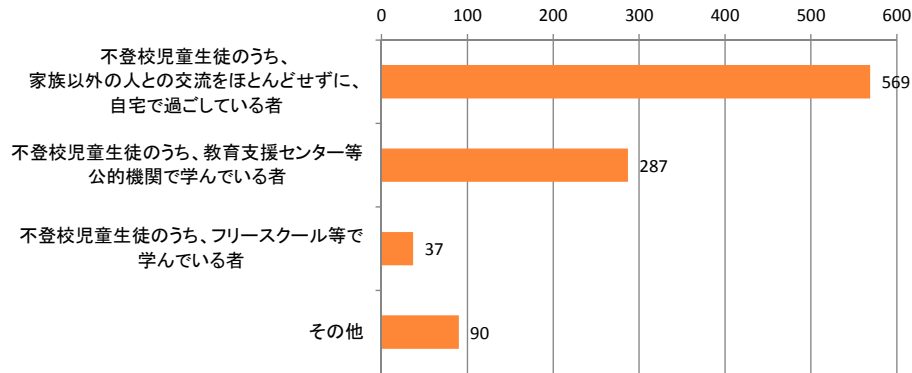


1-4 支援計画作成の有無
(n=656)

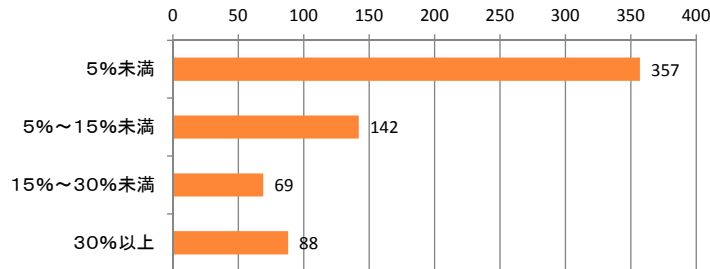


1 不登校児童生徒やその保護者に対する訪問型支援の実施状況②

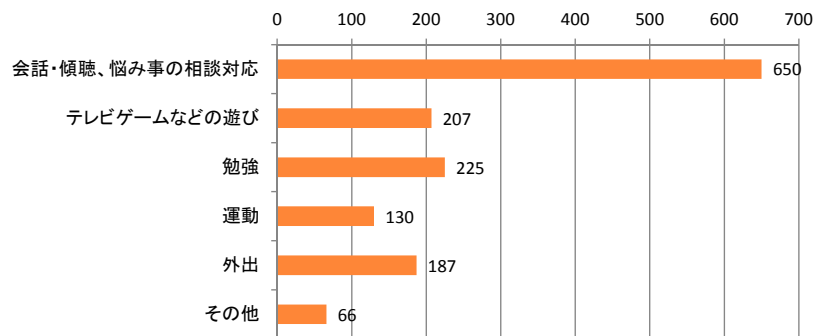
1-5 対象児童生徒 (n=656) ※複数回答あり



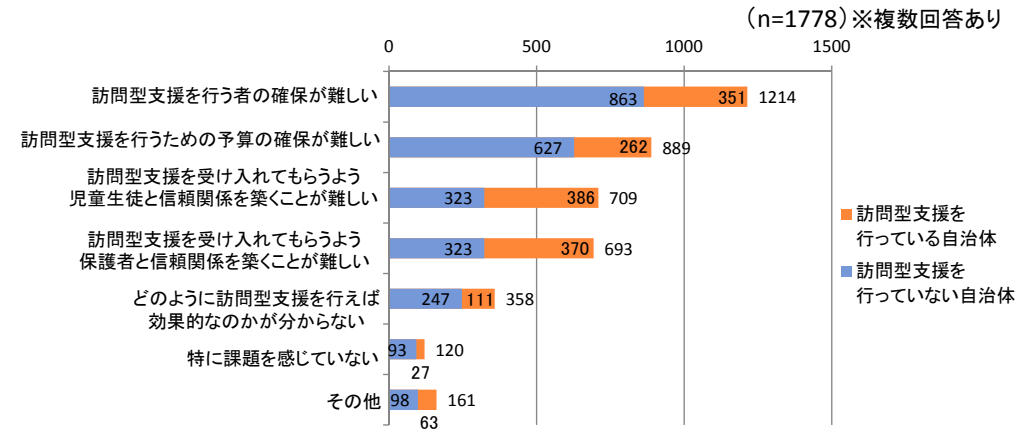
1-6 訪問型支援を行った児童生徒数の不登校児童生徒数に対する割合 (n=656)



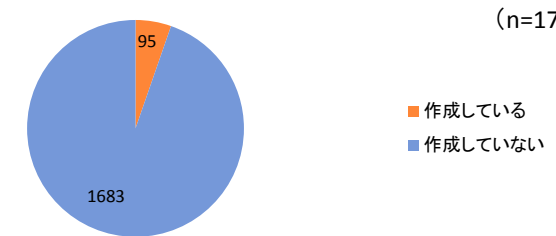
1-7 活動内容 (n=656) ※複数回答あり



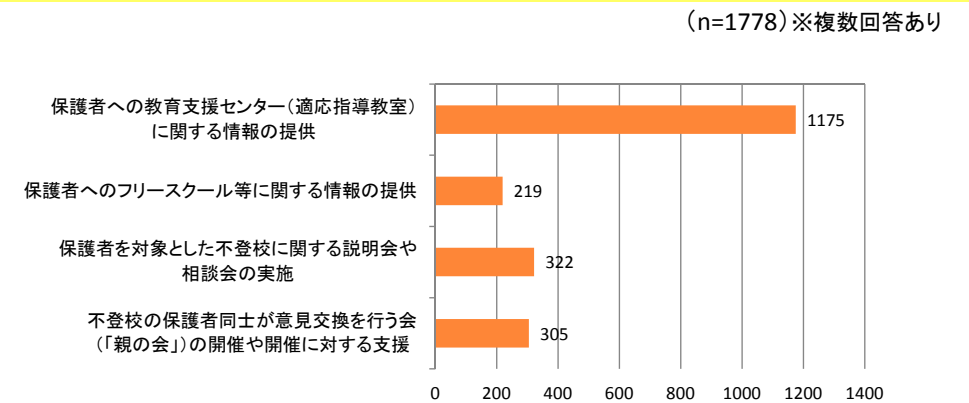
2 訪問型支援を行う際の課題



3 訪問型支援に係るマニュアルやガイドライン作成の有無



4 保護者への情報提供の実施状況



仙台市適応指導センター不登校対策事業(2015年2月現在)

- 仙台市適応指導センター「児遊の杜」および適応指導教室「杜のひろば」において、様々な理由で不登校となった児童・生徒に対し、学校復帰への支援を行う。
- 「児遊の杜」では、引きこもり傾向のある子どもたちへの「訪問対応」や相談員と子どもが1対1で活動する「個別対応」を行い、「杜のひろば」では、不登校の児童生徒が小集団を形成して活動する「小集団対応」を行う。

適応指導事業

- **訪問対応・・・ひきこもり傾向**
 - ひきこもり傾向の児童生徒
 - 月～土曜日の週1回
 - 2時間程度
 - 相談員2名(複数対応)
 - 内容:状態や興味・関心に応じた活動
- **個別対応・・・相談員と1対1の個別対応**
 - 小集団に入れない児童生徒
 - 月～金曜日の週1回
 - 9:30～15:30
 - 相談員1名
 - 内容:相談,学習支援,自主活動,スポーツ等
- **小集団対応・・・小集団での活動が可能**
 - 小集団であれば他の児童生徒と一緒に活動できる
 - 月～金曜日の週5回の通級可能
 - 9:30～15:00
 - 相談員3名配置(ただし、「宮城野」は7名配置)
 - 小集団での活動を通して学校復帰へ向けた支援
 - 内容:相談,学習支援,自主活動,スポーツ活動,創作活動等

サポート体制事業

- **学校支援事業**
- **不登校相談事業**
- **不登校支援ネットワーク事業**
 - 不登校問題は社会全体で取り組むべき課題と考え、市民・大学・企業・行政などが、それぞれの特性を生かしながら相互にパートナーとして融合し、一体となって不登校の児童生徒や保護者を支援する仕組みづくりを行う
 - 平成26年度の参加団体数は24団体
- **ハートフルサポーター事業**
 - 市内の教職員ボランティアによる教育相談や自然体験活動等の企画・支援(「ハートフル土曜のひろば」・大倉地区での体験活動の開催)
 - 平成26年度のサポーターの登録者数は228名
- **ボランティア養成・活用事業**
- **保護者支援事業**
 - 不登校児童生徒の保護者の悩みや不安を和らげるなど、心のケアを図る
 - 保護者が気軽に相談や話し合いができ、保護者自身が心を癒やされる交流の場
 - 年間20回実施
 - 第2・4土曜日,10:00～12:00
 - 「出前親の会」も実施

学校外で「学ぶ」子どもたちと スクールソーシャルワーカーの関わり

職務内容と資格

「スクールソーシャルワーカーの選考は、原則として、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者のうちから行うこと。ただし、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者であって、次の職務内容を適切に遂行できる者のうちから行うことも可とする。

- ①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
 - ②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
 - ③学校内におけるチーム体制の構築、支援
 - ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
 - ⑤教職員等への研修活動
- (平成27年4月1日一部改正 文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」より)

模擬事例

フリースクール、教育支援センター（適応指導教室）、児童相談所につながっていない子どもたち
(本文中の赤字部分がスクールソーシャルワーカーの関わりを表す)

発達障害・ひきこもりの事例（中学生） —家庭訪問相談員、保健所との連携

- 幼児期から感覚過敏、多動性などがあり集団生活が苦手
- 小学校低学年のとき発達障害の診断、徐々に不登校出現
- 教育委員会から家庭訪問相談員（心理士）が定期訪問
- 中1から完全欠席、部屋にひきこもり出てこない
- 母の精神的不調が出現→家庭訪問キャンセルが続く
- SSWが保健所の精神保健福祉士へ家庭訪問要請、訪問を仲介
- 保健所の精神保健福祉士が母に母子の医療機関受診を勧める
- 受診、治療開始、長期にわたる支援が必要と確認
- 卒業までに保健・医療・福祉の支援チームを作ることが課題

弟妹の世話を担う事例（中学生）

—SC、校内の「別室学級」、市町村との連携

- 市外から転入、転入時から全欠席（小学校からの不登校）
- きょうだい（乳児含む）の数が多し
- 弟妹を保育所に送り迎えする姿が目撃されている
- 担任の訪問に応じない
- SSWが家庭訪問、子どもが家事育児を担っている生活実態を把握
- 子どもに学校に別室登校する生徒のためのクラスがあることを情報提供
- 別室登校を迎える学校の体制を調整、SCの関わりを学校に要請
- 学校管理職、教育委員会と相談の上、学校から市町村の要保護児童対策地域協議会の事務局に家庭の実態を報告・相談、見守りネットワークを作る
- 母子保健を所管する部局の保健師と連携し、親の支援方法を検討

ねらい

地方公共団体が訪問型家庭教育支援を実施する際に、役立つと思われる情報や知見、ノウハウ、より良い取組とするための提案を取組のヒントとして整理

1. 訪問型家庭教育支援とは

訪問型家庭教育支援: この手引きでは、地域の子育て経験者をはじめとする地域人材を中心として、教員OBやスクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員などの参画を得て、保護者の身近な地域で子育てや家庭教育を支援する活動を行う家庭教育支援チームをつくり、チーム員が家庭を訪問して個別の相談に対応したり、情報提供を行ったりする活動のこと

目的: 課題を抱え、自ら保護者向けの学びの場や相談の場などに足を運ぶことが難しい保護者に、地域の人材を活用した家庭教育支援チームが支援を届け、保護者への支援を通じて子供の育ちを支えていくこと

役割:

- ① 家庭の孤立化を防ぎ、家庭教育に関わる問題の発生予防や早期発見につなげる
- ② チーム員が保護者の話を聴くことによる家庭教育の悩みや不安の解消
- ③ 保護者が学びの場などの拠点につながることを支援
- ④ 不登校を含む専門的な対応が必要な問題に対しては専門機関の支援につなげる
(チーム員が専門的な知識を持って保護者を教え導くというよりも、保護者と同じ目線に立って寄り添うことに意義)

具体的な取組内容(主なもの):

- ① 保護者からの相談への対応
- ② 保護者に対する情報提供
- ③ 専門機関への橋渡し

2. 訪問型家庭教育支援の体制をつくる

事業全体の計画立案:

- ・行政機関(教育委員会等)が中心となって事業に取り組むことが重要
- ・単独事業で考えるだけでなく、保護者に対する学習機会の提供や、親子の居場所づくりの事業など、他の家庭教育支援の事業との連携や、学校、保健・福祉などの関係機関との連携を考慮に入れ、家庭や子供を地域社会全体で支えていく取組の一つとして位置づける視点も大切

要項の策定等:

- ・トラブル防止のため、チーム員の身分や権限、責務に関する規定や、守秘義務・個人情報等の取扱いなどに関する規定を整備
- ・チーム員の身分証や名刺の作成
- ・家庭訪問の際の対応方針(例:話を聴く姿勢、個別問題の対応の仕方など)をルール化
- ・訪問時の相談内容などを記録する統一的な様式を作成するなど情報管理の仕組みづくり

連携の仕組み:

関係機関で構成し、家庭教育支援チームの活動をバックアップする協議会を整備

家庭教育支援チームの組織化:

- ・家庭訪問を受けていた保護者が、学習機会や交流の場への参加などを通じて、いずれチームの一員になっていくという循環型の人材養成システムの形成による持続可能な支援体制が必要
- ・チーム員単独ではなく、チームとして活動を進めていくことが重要
- ・チームは、事業実施主体(行政)と報告、相談等をしなが、支援対象とするか、専門機関等につなぐかを判断して各案件に対応

3. 訪問型家庭教育支援の活動を行う

① 支援の必要な保護者の発見

学校や保健・福祉機関等との連携・協力体制をつくり、支援の要請を受ける。活動を保護者に周知

② 情報収集・事前評価(アセスメント)

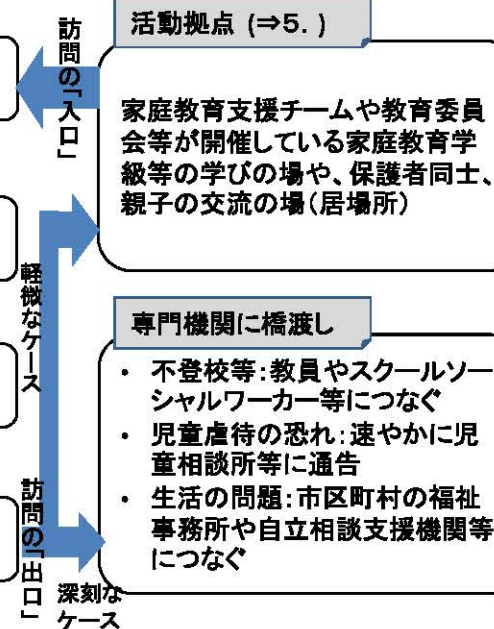
保護者や子供の課題やニーズを把握し、事前評価を行い、支援計画を立案

③ 家庭訪問(⇒4.)

複数名で訪問、事前に行政機関等から家庭に連絡

④ 訪問後の振り返り

チーム内で情報共有し、ケースの検討、次回の対応方針を決定



4. 家庭内での支援を行う

支援の方法: 親や子との信頼関係を築くための話を聴く姿勢が大切

訪問の手続きや手順:

- ・身分証などの持ち物、適切な服装、マナー等の確認、子育て情報誌の活用
- ・事前打合せ、支援内容の振り返り、事業実施主体等への報告、ケース検討会議の開催

事故・トラブルの予防・対応: 事故に備えた保険加入など

5. 訪問の「入口」「出口」として活動拠点を活用する

相談、情報提供、学級・講座、親子参加型活動等を実施する家庭教育支援チームの活動拠点(公民館、保育所、幼稚園、小学校、子育てサロン等の保護者・子供が直接集う場や、支援機能を有する場所)を、訪問支援に結びつく「入口」や、保護者の主体性を引き出す訪問支援の「出口」として活用

6. 訪問型家庭教育支援を行う人材を育てる

チーム員となる地域住民が訪問型家庭教育支援の活動の趣旨を理解し、寄り添い関わる力、つながる・つなぐ力、等のチーム員として身につけることが望ましい力を継続的に高めたり、情報交換の場を持ったりすることが必要

福岡県の不登校対策 ひきこもり児童生徒サポート事業

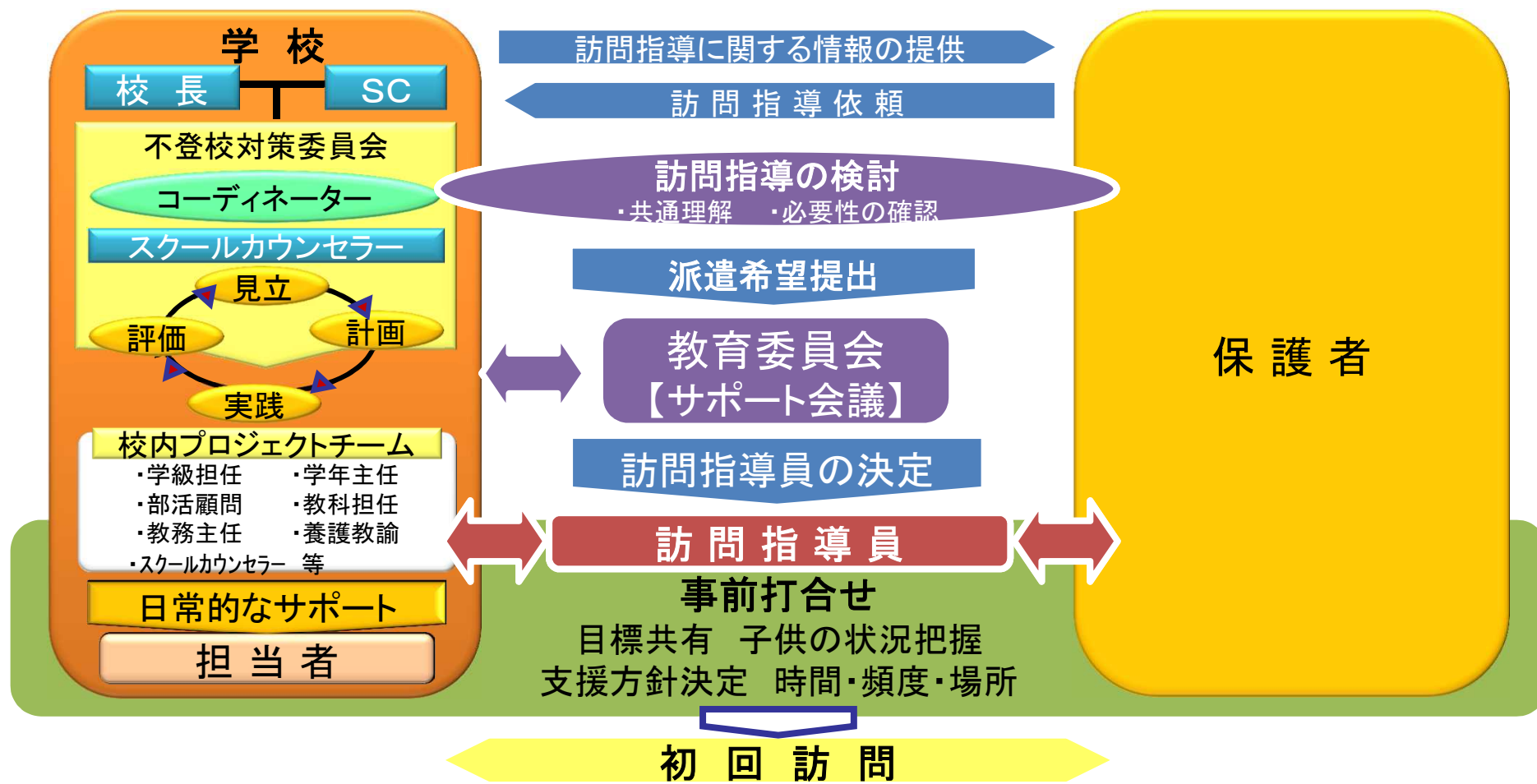
○ひきこもり又はひきこもり傾向にある不登校児童生徒の学校復帰や適応指導教室等への通級を目指し、訪問指導員が家庭を訪問して当該児童生徒やその保護者に対して指導・支援を行う

<訪問指導員の職務>

- ・不登校児童生徒宅への家庭訪問
- ・当該不登校児童生徒や保護者との相談活動
- ・学校、適応指導教室等への訪問状況の報告

○訪問指導員数、訪問回数等（H19～20年度）

訪問指導員数	延べ訪問回数	訪問指導員平均訪問回数	児童生徒平均訪問回数
32人	1,283回	40.1回	10.8回



平成28年6月29日(水)
不登校に関する調査研究協力者会議(第14回) 配付資料

別添

児童生徒理解・教育支援シート(共通シート)

取扱注意

児童生徒理解・教育支援シート (試案)

学校名

名前

分類番号

		作成日
		作成者
名前	性別	生年月日

○学年別欠席日数等

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4
出席しなければならない日数													
出席日数													
別室登校													
遅刻													
早退													
欠席日数													
指導要録上の出席扱い													
①教育支援センター													
②教育委員会所管の機関(①除く。)													
③児童相談所・福祉事務所													
④保健所、精神保健福祉センター													
⑤病院、診療所													
⑥民間団体、民間施設													
⑦その他の機関等													
⑧IT等の活用													

○支援を継続する上での基本的な情報

特記事項(本人の強み、アセスメントの情報等)

○家族関係

特記事項(生育歴、本人を取り巻く状況(家族の状況も含む。)、作成日以降の変化等)

備考欄

児童生徒理解・教育支援シート(学年別 シート)

作成日 年 月 日
 担任名
 管理職名
 学校名

名前	性別	学年	学級

○支援チーム(校内・校外)

--

○月別欠席状況等

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
出席しなければならない日数													
出席日数													
別室登校													
遅刻													
早退													
欠席日数													
指導要録上の出席扱い													
①教育支援センター													
②教育委員会所管の機関(①除く。)													
③児童相談所・福祉事務所													
④保健所・精神保健福祉センター													
⑤病院・診療所													
⑥民間団体・民間施設													
⑦その他の機関等													
⑧IT等の活用													

○不登校(継続)の理由

--

○本人の状況・意向

1学期	2学期	3学期

○保護者の状況・意向

1学期	2学期	3学期

○具体的な支援方針

	目標	具体的な支援内容		経過・評価
		学校	関係機関	
1学期				
2学期				
3学期				

○次年度への引継事項(支援・指導の参考となるエピソード等も含め、多様な視点で記入)

--

児童生徒理解・教育支援シート(ケース会議・検討会等記録)

名前	日付 参加者・機関名

○本人の意向

--

○保護者の意向

--

○関係機関からの情報

--

○支援状況

支援目標		
機関・分掌ごとの役割分担	短期目標	経過・評価

○確認・同意事項

--

○特記事項

--

フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援モデル事業

平成27年度補正予算額 640百万円

【目的・概要】

フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒の状況に応じた総合的な教育支援体制を構築するためのモデル事業を通じて、不登校児童生徒が自信を持って学べる教育環境を整備

【内容】

I フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援(経済面・学習面・連携強化)

① 経済的支援

フリースクール等で学ぶ経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒の学習活動等に必要な経費(通学費、屋外での体験活動費など)を支援

② 学習支援

支援員が家庭訪問等を行うことにより学習状況等を把握し、状況に応じた学習支援・進路相談等を実施

③ 教育委員会とフリースクール等の連携強化

教育委員会とフリースクール等の連携強化による不登校児童生徒への支援体制の構築



II 教育支援センター等の設置促進支援

① 教育支援センターの設置促進

教育支援センター(適応指導教室)など、不登校児童生徒の状況に応じた学習の場の設置促進のためのコーディネーターの配置等

② 経済的支援

センターで学ぶ経済的に困窮した家庭の不登校児童生徒の学習活動等に必要な経費(通学費、屋外での体験活動費など)を支援
※ただし、Iの事業とセットの場合のみ



【実施予定件数】

メニュー毎にそれぞれ10件モデル事業等を採用予定

【支援の流れ等】

国

委託費

都道府県等が行うモデル事業
(実施主体:市町村等)

イギリスに関する報告（要旨）

植田みどり（国立教育政策研究所）

1. 義務教育に関する規定

○1996年教育法第7条に規定されている

「義務教育段階の年齢にある全ての子供の保護者は、効果的なフルタイムの適切な教育機会を各々の子供に受けさせる義務を負う。適切とは、

- a) 各々の子供の年齢、能力、適性に合うこと
- b) 各々の特別な教育的ニーズに対応すること

その教育機会とは、学校への日常的な出席またはその他の機会（otherwise）である」

→ その他の機会（otherwise）としては、Home Education 等が行われている

○義務教育段階の年齢は、5歳～16歳の11年間である。

○イギリスでは中等教育修了資格試験（GCSE：General Certificate of Secondary Education）において合格点を取ることで義務教育を修了したことが認められる。

2. 義務教育段階の学校教育（別紙1参照）

○公費維持学校

①特徴

- ・全額国庫負担で運営されている。
- ・公立学校、公営学校、公営独立学校から構成される。
- ・公立学校、公営学校は、全国共通カリキュラムや教員給与基準の遵守義務、教員資格の保有義務があるが、公営独立学校には、これらの義務がない。
- ・「有志団体立管理学校」「有志団体立補助学校」「地方補助学校」「アカデミー」「フリースクール」間では、建物の所有者や教職員の雇用者及び管理者に違いがある。
- ・公営独立学校の一つである「フリースクール」は、保護者や宗教団体等が設立主体となって新設される、あるいは独立学校が転換した学校である。

②質の保証

- ・すべての公費維持学校は、教育水準監査院（Ofsted）による定期的な監査を受ける義務がある。
- ・Ofstedによる監査は、児童生徒の学習成果、教授学習の質、児童生徒の態度行動と安全性、リーダーシップと経営の4つの観点から、4段階評価で行われる。監査の際には、児童生徒の学習成果（全国共通試験の結果等）につながる教授学習の質に重点を置いた監査が実施される。

○独立学校

①特徴

- ・国からの財政支援はない。
- ・全国共通カリキュラムや教員給与基準の遵守義務、教員資格の保有義務はない。
- ・財政的基盤が充実していて、国からの財政提供がなくとも、独立して運営できる伝統校が多い（例：イートン校）。

②質の保証

- ・独立学校間の自主的な協会であるISCによる定期的な監査がある（※ISC等の組織に所属していない独立学校にはOfstedの監査が入る）
- ・ISCによる監査は、学校の設立理念や教育方針等を考慮して行われる。

3. Home Education

①特徴

- ・保護者等が、学校以外の場で子供を教育することを選択する場合に行われる。
- ・保護者が単独で行う場合や、複数の保護者が集まって行う場合、Tutor等を雇用して教育を行う場合など、様々な形態がある。
- ・教育内容、活動内容に関する規制はない（全国共通教育課程に従う必要なし）。
- ・正確な統計データはないが、2009年の教育省の統計では約23,000人（約0.2%）の子供が、Home Educationを受けている。
- ・保護者等がHome Educationを選択する場合は、居住する学区の学校長に申し出る必要がある。申し出を受けた学校長は地方当局に報告する。その後、地方当局の担当者（Elective Home Education Officer）との面談を経た上で、適切な教育が提供されると承認された場合に登録が完了する

<事例> Leicestershire County Councilにおける登録手続き

- ①居住する学区の学校長に、保護者が文書で通知する
- ②通知を受けた校長は10日以内に地方当局内のPupil Serviceに報告する
- ③Pupil Serviceは通知内容を確認するために関係機関、保護者と連絡を取った上で、Home Education Officerに報告する
- ④8週間以内に地方当局の担当者（Elective Home Education Officer）が、保護者に面談を申し込む
- ⑤地方当局の担当者は、保護者と面談し、教育計画等について議論した上で、適切な教育が行われるかどうかを判断し、その結果を保護者に報告する
 - ・1回の面談で適切と判断できない場合は、4～6週間以内に再度面談する
 - ・1回の面談で適切と判断できた場合は、承認の文章を保護者に送付する
- ⑥面談において適切と判断できない場合は、保護者に、学校への出席を薦める。保護者の合意が得られない場合は、Pupil Service's Court Teamが対応することとなる。

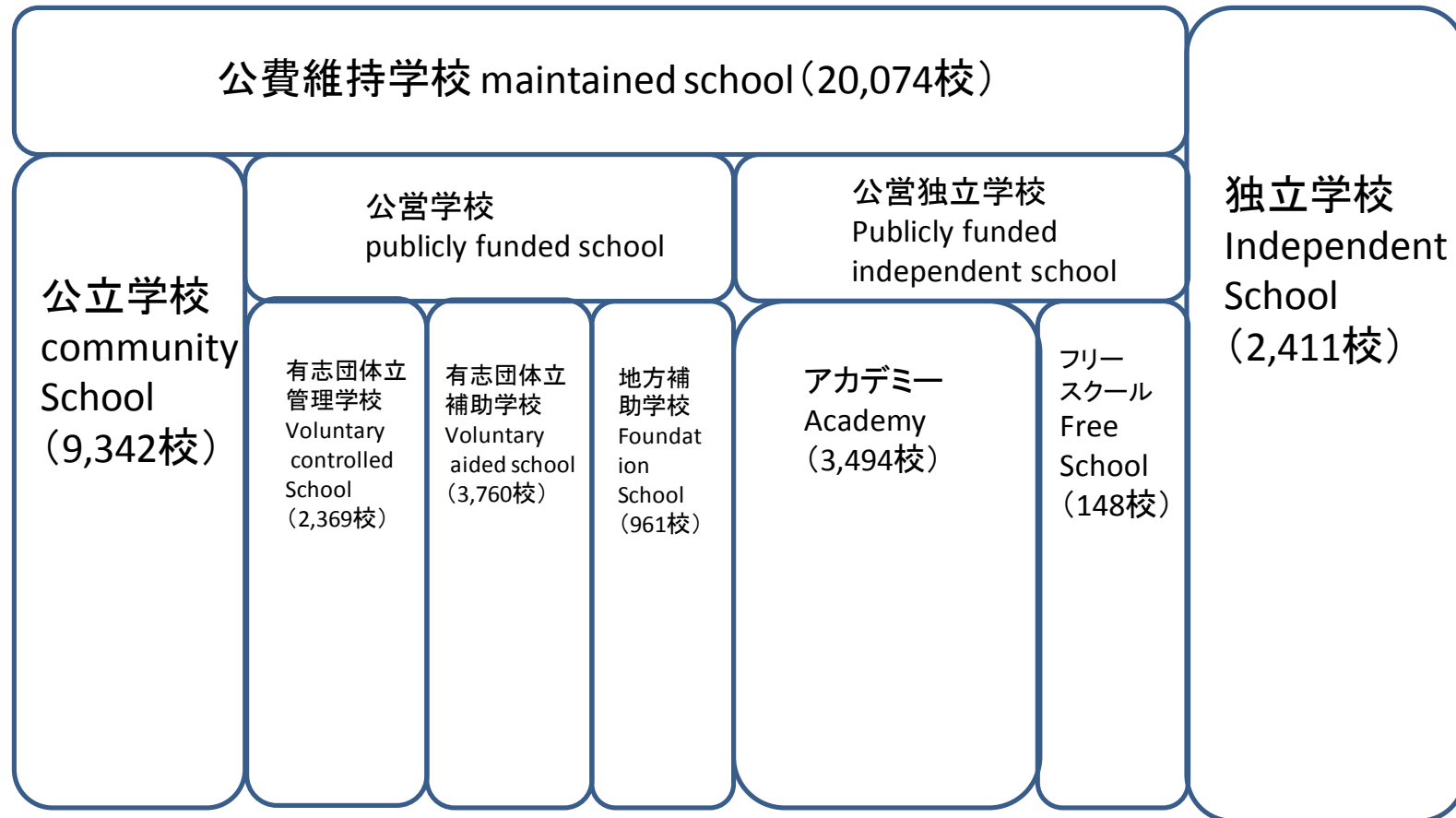
②質の保証

- ・教育活動の内容及び成果については、地方当局の担当者の定期的な訪問（概ね年1回）を受け、報告すると同時にチェックを受ける。
- ・また、児童生徒の福祉（安全、衛生を含む）については、地方当局の監査を受ける。
- ・地方当局は、Home Educationを行う保護者等に、学校のカリキュラムの内容、民間の支援団体、教材などについて情報提供を行っている。
- ・支援組織が充実しており、民間の支援団体が多数ある（理念、精神的なものから、教材支援まで多様）。

（例）

- | | |
|----------------------------|-------------------------------------|
| * Education Otherwise | * Human Scale Education |
| * ACE | * Home Education Advisory Service |
| * Home Education in the UK | * Home Education |
| * Home Education UK | * Oxford Home Schooling & Education |

イギリスの学校制度



* 学校数には、特別支援学校、Pupil Referral Units、CTCs、University Technical Colleges、Studio Schoolsは含まない

* 学校数は2014年1月現在

<出典: DfE, *Schools, pupils and their characteristics : January 2014*, June 2014>

アメリカに関する報告（要旨）

（国立教育政策研究所：本多正人）

1：義務教育の制度上の枠組み

（ア）就学の義務(compulsory school attendance policies)

- 連邦法ではなく各州の州法（Code または Statute）の規定による。
- 義務教育年齢も州によって異なる（開始年齢 5 歳～8 歳，修了年齢 16 歳～18 歳，年限 10 年～13 年）。
- （イ）公立学校就学義務の代替
- オレゴン州の例

「7 歳から 18 歳までの子供で第 12 学年を終了していないすべての子供は、全日制公立学校に学期中出席しなければならない」（Or. Rev. Stats. §339.010(1)）。

「以下の各号に該当する場合は、全日制公立学校への出席を求められない。

(a)私立または教区立の学校において、公立学校の第 1～12 学年に対して通常教えられている学習指導要領による教育を受けた場合及び 1994-95 学年度の公立学校での出席すべき日数と同等の期間の教育を受けた場合、…(略)…(e)親又は法律上の保護者により子供の家庭において教育を受けた場合、…(略)」

(Or. Rev. Stats. § 339.030(1))
- ウィスコンシン州の例

「法§118.165(1)に定める基準をすべて満たしたホームスクール（home-based private educational program）に基づく教育をもって公立学校又は私立学校への出席に替えることができる。」（Wisconsin Statutes § 118.15(4)）
- 親の教育の自由としての私立学校選択の自由

ピアス事件判決(*Pierce v. Society of Sisters*, 268 U.S. 510(1925)), ゼルマン事件判決(*Zelman v. Simmons-Harris*, 536 U.S. 639(2002))などが知られる。

2. 義務教育を行う場（別紙参照）

（ア）公立学校

- 統計上の区分

最も一般的な学校を普通教育学校(regular school)とし、その他に特別支援教育(special education), 職業教育(vocational/technical education), 普通教育学校では満たせないような児童生徒のニーズに応えること等を目的とするオルタナティブ教育(alternative education), 人種・民族の異なる児童生徒を引き寄せるような工夫がされたマグネットスクールなどの学校に分けられている。また、近年、チャータースクール（チャーター契約に基づいて運営される学校。運営経費は公費で負担される。様々な規制の適用除外がある代わりに契約時の業績目標を達成できない場合は閉校等の措置がありうる。公立学校児童生徒の 4.2%が在学（2012 学年度））が増加傾向にある。

（イ）私立学校

- 性格
 - ・ 39 州で、教育課程に対する規制が設けられている。
 - ・ 州政府による支援として教科書の貸与やスクールバスの利用などはあるが、経常費補助のような財政補助はない。
 - ・ 授業料の平均額は 8,549 ドル(2008 学年度)
- 質保証
 - ・ ほとんどの州で、州または地方学校区に対する報告と記録保管の義務を課している（ミシガン州とオレゴン州以外）。
 - （例）サウスカロライナ州の場合

地方学校区の教育長に対して、在籍児童生徒数，出席者数，成績付与又は実際に行った教育活動の証拠を報告する義務があり，所定の期日に間に合わない場合は罰金も課せられる。（S. C. Code §59-13-30）

（ウ）ホームスクール

- 性格
 - ・ ホームスクール法

就学の義務に関する法令のほか，ホームスクール法(Home School Law)を制定する場合や私立学校法(Private School Law)の枠内で運用する場合（ウィスコンシン州，ネブラスカ州などがある）。
 - ・ 呼称の多様性

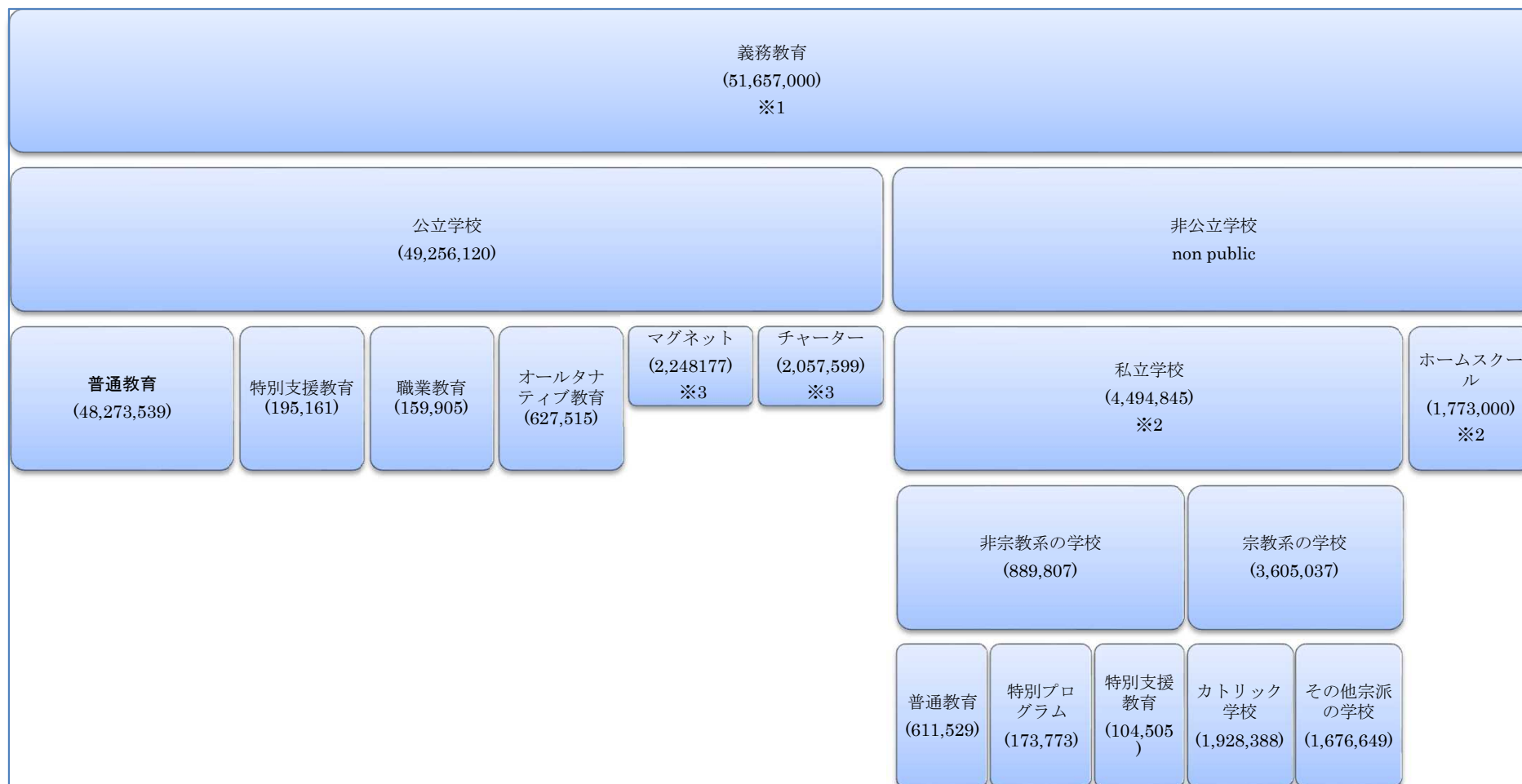
homeschool 以外にも，“home education program”（ペンシルバニア州），“home instruction”（ウエストバージニア州），個別家庭教育計画(individualized home instruction plan)による就学義務の代替（ニューヨーク州）などと称する場合がある。
- 質保証
 - ① 申請書又は意思の通知書(notice of intent)の提出
 - 40 州で、ホームスクールを選択する際に、申請書又は意思の通知書(notice of intent)の提出を求めている。州政府に提出する場合や、ホームスクールが実施される地域の教育委員会に提出する場合などがある。
 - （例）メイン州の場合

児童生徒の親又は保護者の住所，氏名，署名，児童生徒の氏名・年齢，開始日，当該プログラムが英語，数学，理科，社会，体育，保健，図書スキル，美術，メン学習，コンピュータスキル学習に関して少なくとも年間 175 日の学習日により行うことの宣誓，及び当該プログラムが児童生徒の毎年の評価を含むものであることの宣誓を記載した意思の通知書を書面により，児童生徒が居住する地域の教育行政機関及び州教育長に，当該プログラムを開始する日の 10 日前までに提出しなければならない。（Me. Rev. Stat. Ann. Title 20A, §§5001-A Sub. 3A(1)(4)(a)）
 - ② 報告や記録保管の義務
 - 36 州で、ホームスクール実施者に報告義務や記録保管の義務を課している。
 - （例）サウスカロライナ州の場合

児童生徒が普通教育 regular education を受けたことを示す証拠として，授業計画(plan book)，活動日誌，または保護者と児童生徒が実際に実施した授業の教科及び実際に従事した活動を示すその他の文書，児童生徒が制作した作品サンプルのポートフォリオ，児童生徒の学習評価の記録を保管し，地方教育行政機関の求めによる監査(inspection)に備えなければならない。（S. C. Code §59-65-40(A)）
 - ③ 学力テスト
 - 9 州で、全てのホームスクールの生徒に学力テストの受験を義務付けている。
 - （例）サウスカロライナ州の場合

学年段階相当と州が認める段階の統一テストと Basic Skills Assessment Program に参加しなければならない。（S. C. Code §59-65-40(D)）

義務教育を行う場の分類(カッコ内は児童生徒数)



※1: 参考数値のため各数値の合計とは一致しない。

※2: 私立学校及びホームスクール児童生徒数は、2012学年度の推計値。

※3: マグネットスクールとチャータースクールの児童生徒数は、普通教育～オールタナティブ教育までの児童生徒数の内数。

出典: Broughman, S.P., and Swaim, N.L. (2013). *Characteristics of Private Schools in the United States: Results From the 2011-12 Private School Universe Survey* (NCES 2013-316). U.S. Department of Education.

U.S. Department of Education. *Digest of Education Statistics 2013*. Table 216.20, Table 206.10.